

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年8月31日
【事業年度】	第23期（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	0570(032)085（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 緒方 淳一
【最寄りの連絡場所】	東京都杉並区和泉一丁目22番19号
【電話番号】	0570(032)085（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 緒方 淳一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2019年5月	2020年5月	2021年5月	2022年5月	2023年5月
売上高 (百万円)	11,553	12,997	12,193	7,416	4,057
経常利益又は経常損失 () (百万円)	84	589	923	1,488	1,255
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 () (百万円)	303	526	1,156	2,097	1,380
包括利益 (百万円)	277	519	1,189	2,079	1,360
純資産額 (百万円)	3,762	4,904	3,621	2,025	2,321
総資産額 (百万円)	4,784	6,027	4,645	2,831	3,338
1株当たり純資産額 (円)	511.61	615.84	454.95	216.66	184.13
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 () (円)	45.54	68.81	147.00	258.98	126.98
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	67.25	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.9	80.3	77.0	70.1	64.4
自己資本利益率 (%)	-	12.4	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	20.9	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	186	198	115	1,235	1,186
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	649	302	436	56	223
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	1,455	611	85	688	1,787
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	2,430	2,919	2,315	1,673	2,160
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	463 (-)	561 (-)	623 (-)	352 (-)	342 (-)

- (注) 1. 第19期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第19期、第21期、第22期及び第23期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 第19期、第21期、第22期及び第23期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 平均臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
6. 第23期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前についても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	2019年 5 月	2020年 5 月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月
売上高 (百万円)	10,641	12,158	11,384	6,682	3,548
経常利益又は経常損失() (百万円)	50	705	961	1,693	1,266
当期純利益又は当期純損失 () (百万円)	414	643	1,194	2,242	1,385
資本金 (百万円)	2,149	2,502	2,505	2,748	3,451
発行済株式総数 (株)	7,070,201	7,863,601	7,866,901	9,166,901	11,682,982
純資産額 (百万円)	3,419	4,684	3,396	1,636	1,654
総資産額 (百万円)	4,363	5,726	4,363	2,383	2,574
1株当たり純資産額 (円)	463.08	587.88	426.35	174.27	138.52
1株当たり配当額 (円)	-	10.00	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失() (円)	62.10	84.00	151.92	276.87	127.43
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	-	82.08	-	-	-
自己資本比率 (%)	75.3	80.7	76.9	67.0	62.9
自己資本利益率 (%)	-	16.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	17.1	-	-	-
配当性向 (%)	-	11.9	-	-	-
従業員数 (人)	440	540	600	325	324
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	37.8	62.6	30.7	26.2	20.5
(比較指標：TOPIX) (%)	(86.5)	(89.5)	(110.0)	(109.5)	(121.9)
最高株価 (円)	2,465	2,466	1,487	768	1,257
最低株価 (円)	860	791	664	325	440

- (注) 1. 第19期、第21期、第22期及び第23期は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向については記載しておりません。
2. 第19期、第21期、第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第19期、第21期、第22期及び第23期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
4. 第19期、第21期、第22期及び第23期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 平均臨時雇用者数はその総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
6. 最高・最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものです。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第22期の期首から適用しており、第22期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
8. 第23期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第22期以前についても百万円単位で表示しております。

2【沿革】

当社は、現代表取締役社長佐藤類が2000年4月に個人事業として創業し、同年7月に東京都調布市小島町においてサイバーステップ・ドット・コム有限会社に法人改組し、対戦格闘型のオンラインゲームの試作品開発に着手したことに始まり、2001年8月にサイバーステップ株式会社に改組し、今日に至っております。

年月	事項
2001年 8月	有限会社から株式会社へ改組し、東京都調布市布田1丁目43番地3号に資本金1,000万円でサイバーステップ株式会社を設立
2001年 8月	ネットワーク対戦型3Dアクションゲーム『ゲットアンプド』（注1）を発表
2001年10月	本社を東京都多摩市に移転
2004年 4月	本社を東京都調布市に移転
2004年10月	米国市場参入準備のため米国カリフォルニア州に子会社CyberStep Communications, Inc.設立
2006年 3月	日本における『鋼鉄戦記C 2 1』（注2）の自社運営サービスを開始
2006年 7月	東京証券取引所 マザーズ市場に上場（証券コード：3810）
2006年 8月	本社を東京都渋谷区に移転
2007年 2月	日本における『ゲットアンプド』の自社運営サービスを開始
2007年11月	韓国における『ゲットアンプド2』（注3）運営権ライセンス契約を締結
2008年 2月	中国における『ゲットアンプド2』運営権ライセンス契約を締結
2008年11月	日本における自社運営による『ゲットアンプド2』商用サービス開始
2008年12月	日本における自社運営による『コズミックブレイク』（注4）商用サービス開始
2010年 4月	韓国市場参入のため韓国に子会社CyberStep Entertainment, Inc.設立
2010年12月	北米における自社運営による『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』商用サービス開始
2011年 8月	韓国における自社運営による『コズミックブレイク』商用サービス開始
2011年12月	台湾における自社運営による『ゲットアンプド2』商用サービス開始
2012年 2月	台湾における自社運営による『コズミックブレイク』商用サービス開始
2012年 2月	本社を東京都杉並区に移転
2012年 8月	ブラジル市場参入のためブラジルに子会社CyberStep Brasil, Ltda.設立
2012年 9月	香港市場参入のため香港に子会社CyberStep HongKong Limited設立
2012年10月	ブラジルにおける自社運営による『ゲットアンプド』商用サービス開始
2012年11月	オランダにおける自社運営による『ゲットアンプド』商用サービス開始
2012年11月	台湾における自社運営による『C 2 1』（注2）商用サービス開始
2012年12月	ブラジルにおける自社運営による『ゲットアンプド2』商用サービス開始
2012年12月	オランダにおける自社運営による『ゲットアンプド2』商用サービス開始
2012年12月	ブラジルにおける自社運営による『コズミックブレイク』商用サービス開始
2013年 6月	フィリピン市場参入のためフィリピンに子会社CyberStep Philippines Inc.設立
2013年 6月	インドネシア市場参入のためインドネシアに子会社PT. CyberStep Jakarta Games設立
2013年 7月	台湾における自社運営による『ゲットアンプド』商用サービス開始
2013年12月	日本における自社運営による『鬼斬』（注5）商用サービス開始
2014年 4月	インドネシアにおける自社運営による『ゲットアンプド』商用サービス開始
2014年 7月	北米における自社運営による『鬼斬』商用サービス開始
2014年 7月	台湾、香港、マカオにおける自社運営による『鬼斬』商用サービス開始
2015年 2月	韓国における自社運営による『鬼斬』商用サービス開始
2015年 4月	日本における自社運営による『コズミックブレイク2』（注6）商用サービス開始
2015年 8月	ブラジルにおける自社運営による『コズミックブレイク2』商用サービス開始
2015年12月	日本における自社運営による『鬼斬 百鬼夜行』商用サービス開始
2015年12月	北米における自社運営による『コズミックブレイク2』商用サービス開始
2015年12月	韓国における自社運営による『コズミックブレイク2』商用サービス開始
2015年12月	台湾における自社運営による『コズミックブレイク2』商用サービス開始
2015年12月	日本における自社運営による『Dash!!スシニンジャ』商用サービス開始
2016年 3月	日本における自社運営による『コズミックブレイク ソラの戦団』（注7）商用サービス開始
2016年 6月	日本における自社運営による『ハコネちゃんタイピング』商用サービス開始
2016年 7月	日本における自社運営による『鬼斬～日本を旅するRPG～』商用サービス開始
2017年 1月	日本における自社運営による『オンラインクレーンゲーム トレバ2D』（注8）商用サービス開始
2017年 4月	欧州における自社運営による『鬼斬』商用サービス開始

年月	事項
2017年 7月	日本における自社運営による『Q & Q アンサーズ』（注9）商用サービス開始
2017年 7月	台湾市場参入のため台湾に子会社CyberStep Digital, Inc. 設立
2017年10月	東京証券取引所 市場第二部に上場市場変更（証券コード：3810）
2018年 5月	日本における自社運営による『さわって！ぐでたま～3どめのしょうじき～』（注10）商用サービス開始
2018年 5月	日本における自社運営による『相剋のエルシオン 光と闇の輪廻』（注11）商用サービス開始
2018年 7月	日本における自社運営による『暁のプレイカーズ』（注12）商用サービス開始
2018年 7月	日本における自社運営による『Eコマースサービス ミレバ』（注13）商用サービス開始
2018年10月	日本における自社開発による『KDJ-ONE』（注14）を販売開始
2018年12月	香港、シンガポールにおける自社運営による『トモトル ～ハローキティとハピネスライフ～』（注15）商用サービス開始
2018年12月	日本における自社運営による『トモトル ～ハローキティとハピネスライフ～』商用サービス開始
2018年12月	北米における自社運営による『トモトル ～ハローキティとハピネスライフ～』商用サービス開始
2018年12月	日本における自社運営による『ゲットアンプドモバイル』（注16）商用サービス開始
2019年 1月	北米における自社運営による『ゲットアンプドモバイル』商用サービス開始
2019年 1月	欧州における自社運営による『ゲットアンプドモバイル』商用サービス開始
2021年 4月	日本における自社運営による『CosmicBreak Universal』（注17）商用サービス開始
2021年10月	日本における自社運営による『ハッピークズトピア』（注18）商用サービス開始
2021年11月	日本における自社運営による『鬼斬 HEROES』（注19）商用サービス開始
2021年12月	日本における自社運営による『CosmicBreak GUN & SLASH』（注20）商用サービス開始
2022年 4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行
2023年 4月	日本における自社運営による『テラビット』（注21）商用サービス開始

- （注1）『ゲットアンプド』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注2）『鋼鉄戦記C 2 1』『C 2 1』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注3）『ゲットアンプド2』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注4）『コズミックブレイク』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注5）『鬼斬』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注6）『コズミックブレイク2』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注7）『コズミックブレイク ソラの戦団』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注8）『オンラインクレーンゲーム トレバ2D』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注9）『Q & Q アンサーズ』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注10）『さわって！ぐでたま～3どめのしょうじき～』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注11）『相剋のエルシオン 光と闇の輪廻』とは、当社がライセンスを購入したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注12）『暁のプレイカーズ』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注13）『Eコマースサービス ミレバ』とは、当社が開発したEコマースサービスのタイトル名であります。
- （注14）『KDJ-ONE』とは、当社が開発したポータブルオーディオワークステーションのタイトル名であります。
- （注15）『トモトル ～ハローキティとハピネスライフ～』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注16）『ゲットアンプドモバイル』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注17）『CosmicBreak Universal』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注18）『ハッピークズトピア』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注19）『鬼斬 HEROES』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注20）『CosmicBreak GUN & SLASH』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。
- （注21）『テラビット』とは、当社が開発したオンラインゲームのタイトル名であります。

3【事業の内容】

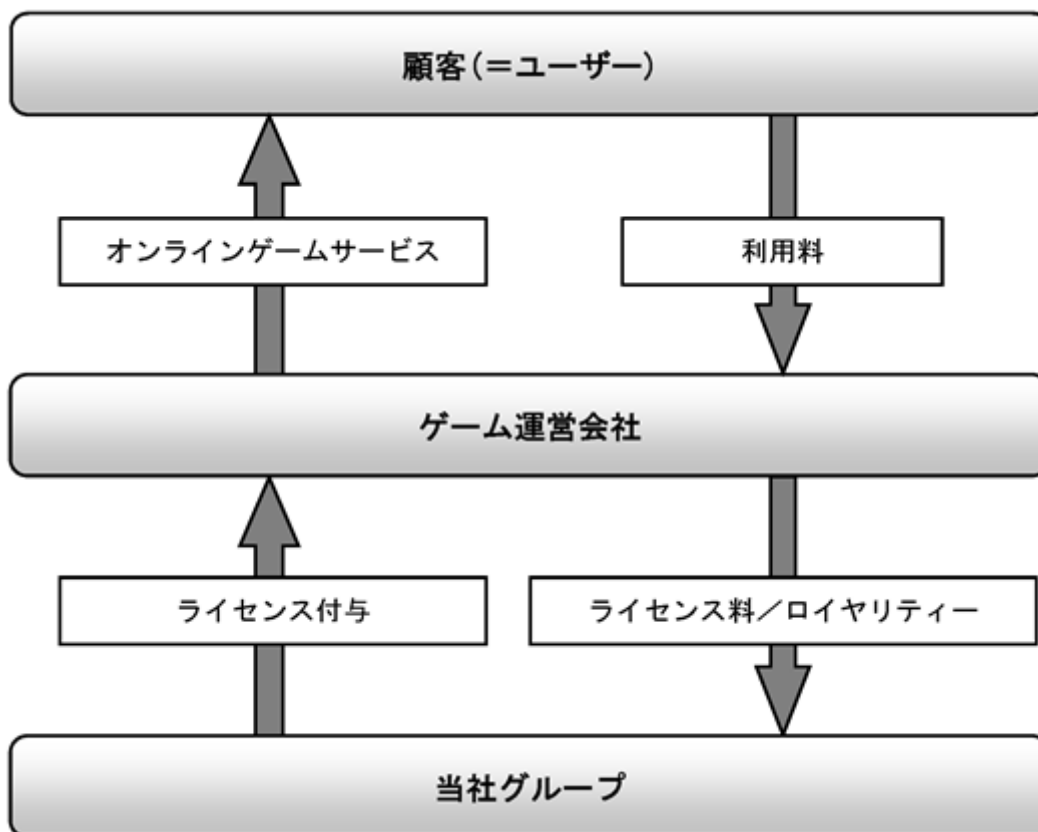
当社グループ（当社及び当社の関係会社）では、「オンラインゲーム事業」、「エンターテインメント事業」の2つの報告セグメントで構成されております。

なお、当連結会計年度より、セグメント情報を開示しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

< オンラインゲーム事業1 ライセンス供与 >

当社グループが自社開発したオンラインゲームを、海外のオンラインゲーム運営会社（以下、「運営会社」という。）とライセンス契約を締結し、その運営権を与えております。運営会社は、集客のためのマーケティング活動、顧客サポート、サーバー管理等を主体となって行います。当社グループは、運営会社の収益の拡大のために、これらの活動を支援しております。なお、この契約は1つのゲームタイトルにつき、1ヶ国において、1社を原則とし、運営会社の現地での独占運営権を許諾するもので、あわせて当社グループからのゲームに関する継続的なアップデートとテクニカルサポートを提供するという内容となっております。この契約に基づき、当社グループは運営会社から契約締結時に発生する契約金（ライセンス料）を徴収し、ゲームサービス提供開始後は、運営会社がユーザーより徴収するサービスの利用料、すなわちオンラインゲーム上でアイテムを利用することにより課金される料金に連動して、その一定率をロイヤリティーとして徴収しております。なお、ロイヤリティーの支払い条件等に関しては、運営会社との個別の契約に基づいて定められております。

[事業系統図]



< オンラインゲーム事業2 自社運営サービス >

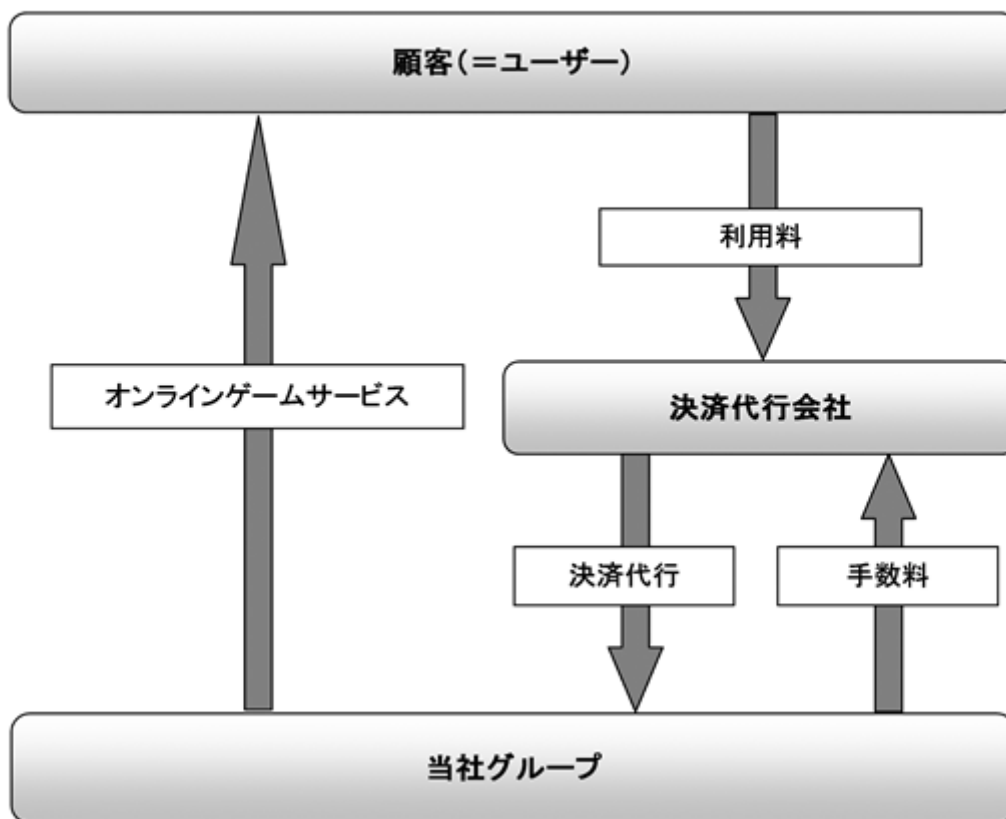
自社運営サービスとは、ゲーム運営会社を介さずに当社グループが自社でオンラインゲームサービスを提供するサーバー群を用意し、自社でマーケティング活動を行って直接ユーザーにオンラインゲームサービスを提供するビジネスモデルです。

日本国内においては『ゲットアンプド』『鋼鉄戦記C 2 1』『鬼斬』『オンラインクレーンゲーム・トレバ』『CosmicBreak Universal』『ハッピーズトピア』『CosmicBreak GUN & SLASH』『テラビット』、北米地域においては『鬼斬』『オンラインクレーンゲーム・トレバ』（以下、「トレバ」）、台湾・香港・マカオにおいては『ゲットアンプド』『ゲットアンプド2』『鬼斬』を自社運営サービスしております。

自社運営サービスの課金方法はアイテム課金制を採用し、当社は決済代行会社に手数料を支払い、ユーザーへの回収業務を委託しております。

当社グループは、新しいアイテムの投入を含む、定期的なアップデートを行うことで、ユーザーに愛され続けるゲームになることを目指しております。

[事業系統図]



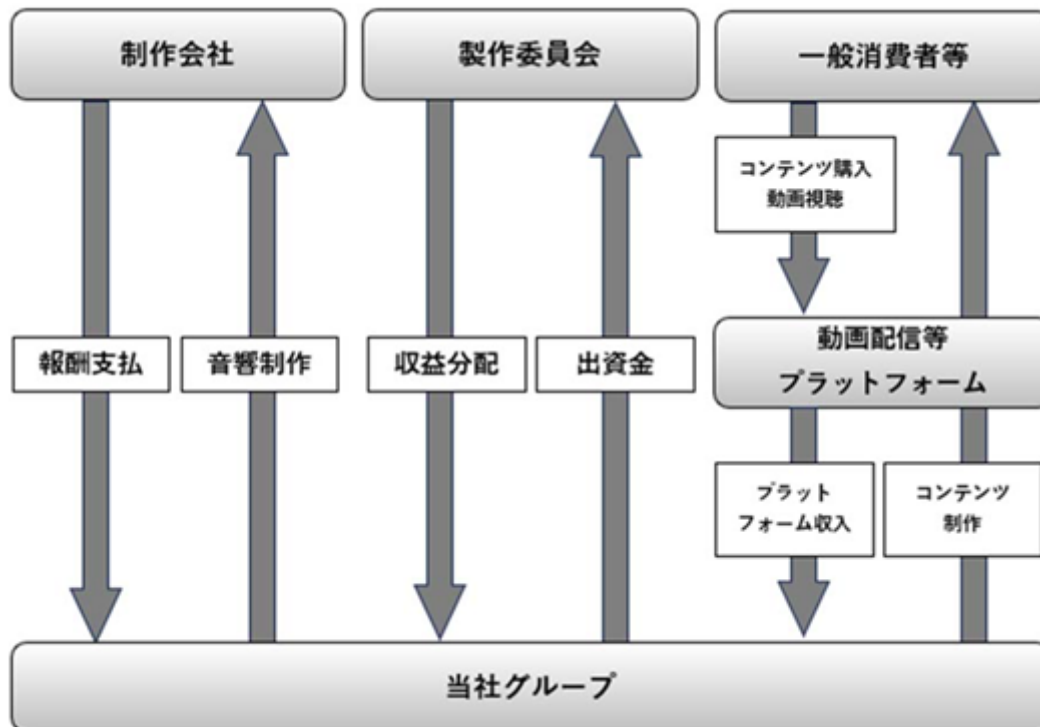
<エンターテインメント事業>

エンターテインメント事業とは、主に劇場映画やアニメーション等の映像作品における音響制作の受注や製作委員会への出資による収益分配、及び声優タレントのプロダクション運営・管理を展開しているものであります。

また、近年においては、SNS等の普及により動画配信プラットフォームにおいて活動するクリエイターの数や動画コンテンツの種類等が拡大している中で、当社グループは新規分野として当社グループ在籍タレント及び外部のクリエイターによるYouTubeを中心とした動画配信プラットフォーム上でのVTuber（注1）としての動画制作を含めた活動支援及びそのキャラクターIPを使用したコンテンツ制作等に注力しております。動画コンテンツにおいては、動画配信プラットフォーム上での広告収益が主な収入源となります。

（注1）Google LLCが運営する動画配信プラットフォームであるYouTubeにおいて、モーションキャプチャー技術やアバターを利用して活動するものの名称であります。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) CyberStep Communications, Inc. (注) 1、2	米国 カリフォルニア州	510千米USD	オンライン ゲーム事業	100	当社が開発したオンラインゲームの運営を行っている。 役員の兼任あり。
(連結子会社) CyberStep Games B.V.	オランダ アムステルダム	18千EUR	オンライン ゲーム事業	100	当社が開発したオンラインゲームの運営を行っている。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) CyberStep HongKong Limited	香港 湾仔区	386千HKD	オンライン ゲーム事業	100	当社が開発したオンラインゲームの運営を行っている。 役員の兼任あり。
(連結子会社) CyberStep Digital, Inc.	台湾 台北市	3,500千TWD	オンライン ゲーム事業	100	当社が開発したオンラインゲームの運営を行っている。 役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) CyberStep (Shanghai) Inc.	中国 上海市	882千CNH	オンライン ゲーム事業	100	当社が開発したオンラインゲームの運営を行っている。
(連結子会社) 株式会社ネッチ	東京都 豊島区	100百万円	オンライン ゲーム事業	100	役員の兼任あり。 資金貸付あり。
(連結子会社) 株式会社ブルームズ (注) 4、6	東京都 港区	242百万円	エンターテインメント事業	40.2 (32.4)	役員の兼任あり。 資金貸付あり。

(注) 1. CyberStep Communications, Inc.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1) 売上高	1,055百万円
	(2) 経常利益	64百万円
	(3) 当期純利益	53百万円
	(4) 純資産額	312百万円
	(5) 総資産額	409百万円

2. 特定子会社に該当しております。
3. 当連結会計年度において、ラファクト株式会社及びCyberStep Philippines Inc.は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。
4. 当連結会計年度において、重要性が増したため株式会社ブルームズを連結の範囲に含めております。
5. 関係内容の役員の兼任における当社役員は執行役員を含んでおります。
6. 議決権の所有割合の()内は、提出会社の関連当事者の議決権の所有割合で外数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2023年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
オンラインゲーム事業	341
エンターテインメント事業	1
合計	342

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

2023年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
324	33.2	5.9	3,987,735

セグメントの名称	従業員数(人)
オンラインゲーム事業	324
合計	324

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。

3. 平均勤続年数は小数点1位未満を切り捨てて記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

当事業年度					
管理職に占める 女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の 育児休業取得率(%) (注)1.		労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.		
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者
30.4	20.0	-	66.5	72.9	86.0

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

連結子会社

連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「世界中を楽しくするエンターテインメントを世に送り出す」という理念のもと研究開発を核に、他タイトル展開、多国展開、マルチプラットフォーム対応を進めております。また、自社開発・自社サービスという強みを最大限に活用し、新規タイトルのサービスを素早く提供できる体制を確立し積極的な開発・事業拡大と収益性の確保・向上に努め、企業価値を高めていくことでユーザーや当社株主及びステークホルダーの満足度向上や信頼構築に繋がると考えております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループが属するオンラインゲーム業界につきましては、引き続き安定的な成長が見込まれる市場ではあるものの、新規参入企業の増加に伴い厳しい競争環境となっております。

このような状況のもと、当社グループは、当社グループの得意技術を活用して手がけてきた3Dオンラインゲームに加え、斬新な発想力と独自の開発力を活かし、新たなジャンルでのゲームを提案してまいります。また、当社グループはグローバル規模で変化を続けるオンラインゲーム業界の経営環境に適応し、海外市場にも通用するゲームタイトルの開発・運営に取り組んでまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループでは、収益力を計る指標として、売上高経常利益率を重視するとともに、株主価値の向上のために1株当たり当期純利益(EPS)を重要な経営指標として位置づけております。

(4) 経営環境及び経営戦略並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

A. 「オンラインクレーンゲーム・トレパ」を主力とした複数タイトルの運営による収益性の改善及び強化

昨今における他社参入の競争の激化、新型コロナウイルス感染症の長期における経済の低迷が続く中で、今後の当社グループが更なる成長を目指していくためには、既存サービスの抜本的な見直しによる収益性の改善を進めると共に引き続きユーザーの満足度を意識したサービス体制の構築を図り、新たな付加サービスと顧客層の開拓が重要課題であると考えております。「オンラインクレーンゲーム・トレパ」においては、固定費の大幅な削減を図り収益化を図るほか、オリジナル景品の開発や様々なプロモーション媒体の活用、既存サービスにおきましても定期的なキャンペーンや快適さを意識した機能の改善及び追加等サービスの満足度の向上に努めてまいります。また、他社参入による市場の顧客獲得が進む中、今までのような新規ユーザーの獲得に力を入れるだけでなく、既存サービスのサブスクリプション化など新たな顧客層拡大を目的とし提案の幅を広げる為の開発などを進めております。

B. 新規タイトルの開発体制の強化及び収益の拡大

一般的に、ゲームタイトルは開発したものの全てが十分な収益をあげられるとは限らず、今後はオンラインゲーム市場の更なる発展とともに、競合となるゲームタイトルがさらに増加し、同時にゲームタイトルの入れ替えサイクルも早くなることが予想されます。当社グループとしては、事業の安定化を図るためには、常に新しいゲームタイトルの開発を、複数同時並行で行えるような体制を構築することが必要です。これにより、新しいゲームタイトルのリリースに要する期間が短縮され、収益の安定化につながるものと考えております。また、新たなテクノロジーを有する企業との戦略的連携を図るとともに、自社ヒットタイトルと掛け合わせた新規タイトルの開発を行うことで市場の拡大が見込まれる事業領域において早期収益化を図ってまいります。

C. 自社でのオンラインゲームサービス提供

当社グループはオンラインゲーム開発に主眼を置いて事業を展開してまいりました。自社でゲーム開発を行うことは、開発完了からサービス開始までの期間を短縮することができ、かつ、ユーザーの声を既存タイトル及び新規タイトルへすばやく反映させることが可能となるため、メリットが非常に大きいと考えております。

日本及びアジア・欧米地域におけるオンラインゲームの一般的な認知は、スマートフォンやタブレット等、情報端末の普及によって大きく広がってきましたが、情報端末の高性能化や、ユーザーに新たなリアル体験を提供するNFTゲーム（ブロックチェーンゲーム）など経済活動に通ずるゲーム分野が認知されてきているなど新しい市場の発展もあり、今後も拡大していくものと考えております。当社グループは、今後も既に他タイトルを利用しているユーザーの獲得はもちろんのこと、オンラインゲーム市場が拡大していくに伴う潜在顧客をいかに獲得するかにおいても日本及びアジア・欧米地域における自社開発及び運営サービスの課題であると認識しております。当社グループではライセンス契約を締結したアジア各国の運営会社へのサポート経験をベースに、自社でのオンラインゲームサービス提供を通じてユーザーのニーズを的確に把握し、ゲーム開発やユーザーサポートにタイムリーに反映し、当社グループのファンとなっただけのユーザーの獲得に努め、今後の事業展開に活かしていく所存であります。

D. 人的資源の確保

当社グループが今後も継続的に成長していくためには、ゲーム開発プランナー、プログラマー、デザイナー、ネットワーク技術者、ゲームマスター、マーケティング担当者及び拡大する組織に対応するための管理者等の優秀な人材を確保していくことが非常に重要であります。また日本ではオンラインゲーム市場の成熟化が示唆される中、競合企業の増加に相反しオンラインゲームビジネスに長年関与し経験のある人材の絶対数が限られており、人材をいかに教育していくかも非常に重要であると認識しております。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社グループでは、中長期的な企業価値の向上において、サステナビリティに関する取組についての検討及び対応を重要な経営課題として認識しており、定期的に各部門から取締役会への報告の上で対応策を検討しております。

(2) 戦略

(環境への対応)

当社グループでは、サステナビリティに関する取組のうち環境への配慮として、会議体でのモニター使用及び配布資料の電子化や社員へのノートPC貸与、電子契約システムの導入によるペーパーレス化、空調機器の電力使用量削減、廃棄物の削減、各営業所における景品配送時の包装資材削減に取り組み、今後も事業活動における環境負荷の低減を推進してまいります。

(人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針)

当社グループでは従来、ゲーム開発及びゲーム運営を主な専門領域としてきましたが、事業の多角化に伴い、サービスタイトルの広告宣伝や海外志向のあるグローバルな分野での専門性を持つ人材が必要となってきております。そのような背景から、広告宣伝やグローバルに対応できる人材の育成及び中途採用を人材育成方針としております。また、働く価値観の変化に伴い働きがいのある環境を整備するため、時短勤務等の育児と仕事の両立支援等の取組を行っております。

(3) リスク管理

当社グループは、事業活動において発生するリスクについて、各事業部門及び関係会社は担当する業務におけるリスク管理を適切に実施し、各部門長を中心とした経営会議にて定期的に各課題や具体的な対応策の決定、並びに継続的な状況のモニタリングを行っており、重要度に応じて取締役会へ報告する体制としております。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現することを目指して、性別・国籍・在籍年数にかかわらず、ポジションに最適な人材を登用することを基本として継続的な人材の多様性の確保に取り組んでおります。また、女性管理職比率、男性の育児休業取得率においては厚生労働省による令和4年度雇用均等基本調査結果における全国の企業平均を上回っており、今後も継続して当該指標を超える職場環境の整備を推進してまいります。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 為替レートの変動について

当社グループの売上高に占める海外売上高の比率は2023年5月期においては36%になります。海外での販売は現地通貨で行われ、ロイヤリティー等はこれら販売実績に連動して決定されるため、当社グループの売上高は為替の変動によって経営成績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

当該影響につきましては、前年度と比較して大きな為替レートの変動が起こった場合に、海外販売実績分の日本円への換算により外貨建て売上高が増減することとなります。

なお、当該リスクは、翌期においても常にあるものと認識し、当該リスクへの対応として主要な取引先とは円建て取引契約を行うことで為替リスクの低減を図っております。

(2) 個人情報の保護について

当社グループではコンピューターシステム上のセキュリティを強化し、個人情報保護規程等の個人情報保護に関する規程を定めて運用するなどして個人情報保護のための社内体制を整備するとともに、ユーザーに対しては当社グループサイトに個人情報保護ポリシーを掲示して当社グループの取組みを明示しております。また、情報漏洩リスクを低減する社内的な取り組みとして、内部監査室による定期的な問題点の指摘及び指導やシステム部門による情報の取扱いに関する管理の強化及び社外への情報漏洩に対する対策の策定等に取り組んでおります。

(3) システム障害について

オンラインゲームの運営サービスはサーバーを介して提供されるため、地震等の自然災害、火災等の地域災害、コンピューターウイルス、電力供給の停止、通信障害等、現段階では予測不可能な事由により、システムがダウンした場合にはサービスの提供が出来なくなる場合があります。また、外部からの不正侵入や従業員の過誤等によって、当社グループの提供するコンテンツが書き換えられたり、重要なデータが削除又は不正に入手されたりする恐れ、アクセス数の増加等の一時的な過剰負荷によって当社グループあるいはデータセンターのサーバーが作動不能や誤作動する場合があります。

これらのリスクは常にあるものと認識しており、リスクが顕在化した場合には、正常なサービス提供体制の欠陥や重要なデータの消失又は漏洩等により、当社グループへの損害賠償請求や信用の低下等、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクを未然に防ぐための取り組みとして、サーバーの二重化やサーバールームへの入退室管理の徹底及び管理体制の強化等に努めております。

(4) 人材の確保について

当社グループはオンラインゲームの企画・開発・製品化を中心に事業を行っておりますが、長期間にわたってユーザーに利用していただくために、商用サービス中のゲームタイトルを改良し続ける必要性があります。これに加え、新たなユーザーの獲得のためには新しいタイトルを開発し続ける必要もあり、これらの開発を実行するためには、ゲーム開発に関しての知識を有するプログラマー、デザイナー、プランナー等の優秀な人材を確保することが必須であります。

また、事業拡大の方策として、スマートフォンやタブレット端末向けゲームの本格的な展開等が急務となっておりますが、これらを実行するには、これらに関連した経験を有する人材を確保することも必要となってきます。人材の確保においては、社内での人材育成もさることながら、現状の急激な業務拡大を支えるためには外部から優秀な人材を確保する必要があると認識しております。また、近年の労働市場を取り巻く環境の変化により計画通りに専門性を有する多様な人材を確保できない場合には、既存事業における事業拡大の推進や新規事業の開発体制の構築に支障が生じるなど、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。なお、当該リスクを低減する取り組みとして、各種資格取得の支援など人材育成の強化に注力するとともに、優秀な新卒社員及び即戦力となる専門性の高い人材の採用に努めております。

(5) 海外ライセンス供与先の事業環境について

当社グループは、自社開発したオンラインゲームにつき、アジア地域を中心とした海外のオンラインゲーム運営会社とライセンス契約を締結し、運営権を与えております。そのため、海外のライセンス供与先における国内経済環境、政策、法的規制、税制等の変化に加え、運営会社の経営環境の変化が、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

当該リスクの顕在化の可能性は、当該地域における経済環境や社会情勢、供与先の経営環境により変化が生じるため、翌期においても常にあるものと認識しております。また、当該リスクが顕在化した場合には、売上高及び売掛金の回収額が減少することにより収益が悪化する要因となりますが、資金管理や時期及び金額の調整を行い、継続的な債権管理によりリスクヘッジを行っております。

(6) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは前連結会計年度まで2期連続して多額の営業損失を計上し、当連結会計年度において営業損失1,158百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しております。そのため、当社グループでは以下の施策により、財務基盤の安定及び当該状況の改善を目指しております。

収益力の向上

当社グループは、当連結会計年度におきまして、新規タイトルの複数開発を進めていた中で、その開発期間の長期化により当初想定していた時期からリリースが延長したことに伴う開発コストの増加や既存タイトルの売上高が低迷したことにより、想定よりも利益が増加しなかったことを受け、現在の当社グループにおいては既存タイトルの改善及び新規タイトルの早期リリースによる利益回復及び収益基盤の構築に努めております。既存タイトルである「オンラインクレーンゲーム・トレバ」につきましては、中国市場への進出を目指し現地でのリリースに実績のある企業との業務提携を締結しております。また「テラビット」においては、今後のマルチプラットフォーム展開に備え、現状からより遊戯性を高めた内容での開発を進めております。リリース間近の新規ゲームタイトルにつきましては、人員配置の見直しによる早期での開発を目指す体制の構築を進め、リリースの早期実現による収益の確保に努めてまいります。

経費削減

現状の運営・管理体制に見合った規模へ営業所を縮小し、営業所賃借料の引き下げと共に人員配置の見直しを検討し、効果的なコスト削減を継続して進めてまいります。また、当社グループの既存タイトルである「オンラインクレーンゲーム・トレバ」における景品仕入や広告宣伝、配送業務を含めた外注先の再検討による外注費用の削減、役員報酬の削減等、今後において全社的に削減可能な内容を洗い出し検討の上で早期実行してまいります。

経営資源の集中

現時点において将来の収益性に期待できる事業及び子会社を選択すると共に検討によっては事業売却及び子会社閉鎖を進めることで子会社の管理にかかるコストを削減し、当社グループにおける経営資源を収益性の期待できる事業及び主力事業へ集中することにより、今後の事業の成長を促してまいります。

財務基盤の強化

当社グループは、当連結会計年度において、第三者割当による新株式の発行、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び行使価額修正条項付第37回並びに第38回新株予約権の発行を実施いたしました。

第三者割当による新株式の発行につきましては、2022年6月に払込が完了し449百万円を調達しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債につきましては、2023年2月に払込が完了し400百万円を調達しております。

行使価額修正条項付第37回新株予約権につきましては、当連結会計年度において権利行使が進み217百万円の資金を調達しております。このほかに、行使価額修正条項付第35回新株予約権が当連結会計年度末までに全て行使されたことにより435百万円を調達しております。翌連結会計年度以降においても、残りの新株予約権の行使による資金調達を行ってまいります。

以上の結果、上記施策による資金繰りの改善と、当連結会計年度末の現金及び預金残高2,280百万円により、翌連結会計年度末までの必要な運転資金を有するものと判断しております。

よって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限の緩和により、経済活動の正常化が徐々に進むと共に個人消費は回復傾向となったものの、ウクライナ情勢の長期化に起因した原材料価格の高騰や世界的な金融引き締めによる金利上昇など、今後の景気の見通しは極めて不透明な状況となっています。

当社グループが属するオンラインゲーム市場においては、スマートフォンやタブレット等、情報端末の普及が減速したことに伴うユーザー数の鈍化に懸念はあるものの、海外向けサービスの堅調な成長が見受けられ、グローバルにユーザーの獲得競争が続いております。

このような事業環境のもと、当社グループでは引き続き既存サービスの拡大及び収益性の向上に注力すると共に、培ってきた開発技術を応用した新規サービスの開発を進めてまいりました。

現在、主力事業である「トレバ」におきましては、定期的なシステムの点検及び強化による操作の安定性を向上し、より使いやすさの面でアップデートを実施してきた一方で、継続的なキャンペーン及びイベントの開催や効果的な広告媒体の活用を実施すると共に常に新しいプライズアイテムを追加することでより満足いただけるサービスを目指した取り組みに努めてまいりました。

売上高におきましては、既存タイトルの「トレバ」における定期的なプロモーションや景品仕入において注力することにより集客及び継続率の向上に対する効果を見込んでおりましたが、想定よりも売上高の向上へ寄与するまでには至りませんでした。

コスト面におきましては、全社的な費用削減を実施したことにより一部の費用においては減少傾向となったものの、新規タイトルにおける開発期間の長期化により開発費用等が増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,057百万円となり、前連結会計年度に比べ、45.3%の減収となりました。

利益面につきましては、営業損失1,158百万円（前連結会計年度は営業損失1,353百万円）、経常損失1,255百万円（前連結会計年度は経常損失1,488百万円）、税金等調整前当期純損失1,338百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失2,046百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失1,380百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2,097百万円）となりました。

なお、当連結会計年度に株式会社ブルームズを連結子会社化したことにより、当連結会計年度より「オンラインゲーム事業」、「エンターテインメント事業」のセグメント別開示へと変更しております。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

（オンラインゲーム事業）

オンラインゲーム事業は、主に「トレバ」を展開した事業であります。

オンラインゲーム事業においては、外部顧客への売上高は3,949百万円、セグメント損失は512百万円となりました。

（エンターテインメント事業）

エンターテインメント事業は、主に音響制作及び声優プロダクション事業であります。

エンターテインメント事業においては、外部顧客への売上高は107百万円、セグメント損失は8百万円となりました。

財政状態の状況

（資産）

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ506百万円増加し、3,338百万円となりました。これは主に、現金及び預金605百万円の増加が生じたことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ210百万円増加し、1,017百万円となりました。これは主に、短期借入金200百万円の減少があった一方で、1年内返済予定の長期借入金295百万円及び転換社債型新株予約権付社債100百万円の増加が生じたことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ296百万円増加し、2,321百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失の計上による利益剰余金1,380百万円の減少があった一方で、第三者割当による増資、新株予約権の行使による増資及び転換社債型新株予約権付社債の転換によって、資本金702百万円及び資本剰余金702百万円の増加が生じたことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ487百万円増加し、2,160百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動により、資金は1,186百万円減少（前連結会計年度は1,235百万円の減少）しました。これは主に、棚卸資産の減少額102百万円などによる増加があった一方で、税金等調整前当期純損失1,338百万円による減少があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動により、資金は223百万円減少（前連結会計年度は56百万円の減少）しました。これは主に、敷金及び保証金の回収による収入59百万円による増加があった一方で、信託預金の増加額119百万円及び投資有価証券の取得による支出85百万円による減少があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動により、資金は1,787百万円増加（前連結会計年度は688百万円の増加）しました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入653百万円、株式の発行による収入444百万円及び転換社債型新株予約権付社債の発行による収入389百万円による増加があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

該当事項はありません。

b．受注実績

該当事項はありません。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

なお、前連結会計年度において、当社グループは、オンラインゲーム事業を主要な事業とし、他の事業セグメントの重要性が乏しくセグメントごとの記載はしていなかったため、当連結会計年度におけるセグメントごとの前年同期比の記載は省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	
	販売高(百万円)	前年同期比(%)
オンラインゲーム事業	3,949	-
エンターテインメント事業	107	-
合計	4,057	54.7

(注) 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)		当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
PayPal Pte. Ltd.	2,372	32.0	1,328	32.7
Apple Inc.	1,993	26.9	936	23.1
Google LLC	1,479	19.9	445	11.0

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

なお、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載すべき重要な会計上の見積りはありません。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当連結会計年度におけるオンラインゲーム市場は、スマートフォンや多機能端末の普及と共に通信環境の技術革新等によって、より質の高いコンテンツ数の増加や顧客ニーズの多様化が進んでおり、今後もさらなる市場の成長が予想されます。昨今では当社グループの中核事業の一つである「トレバ」が属するオンラインクレーンゲームアプリにおいて、その利用の気軽さからユーザー数は堅調に推移しているものの、競合他社や参入企業等との差別化を図る要素の重要性が高まっており、今後においても当社グループを取り巻く競争環境は高い状況であります。このような状況に鑑みて、「トレバ」においては、通信遅延の更なる緩和等による質の高いサービス提供が可能となる環境の構築や、国内向けに集客力のあるプロモーション活動の実行、海外向けのプロモーションも強化を行うことで、国内外ユーザー数及び同時接続可能ユーザー数の増加を見込むことができ、これらは収益貢献へ繋がる要素になると判断しており、引き続き市場の動向を分析しつつ取り組んでいく必要性を認識しております。また、新規ゲームタイトルにおいても引き続き国内市場のみならず海外市場への積極的な展開を推進していく方針であり、当社グループの強みである、自社の海外専門部署を中心としたマーケティング活動や、ゲーム運営会社を介さず自社でサービスを提供するサーバー群を用意することが可能であること、自社開発サービスを海外の運営会社に運営権を与え、契約金及びロイヤリティーを徴収することにより収益を上げるビジネスモデル等を活かし、将来においてよりグローバルな収益基盤の構築を推進してまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの事業活動における資金需要の主なものは当社グループの事業領域であるオンラインゲームのゲームタイトルに関わる開発人員や運営人員及び管理部門人員の人件費、国内外でのインターネット広告等のプロモーションによる広告宣伝費、また、「トレバ」における筐体制作費、景品及び商品仕入費用となります。

当社グループでは、運転資金は主として営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、将来の事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、状況に応じて新株予約権及び社債の発行並びに金融機関からの借入により資金調達をしていくこととしております。

なお、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は2,160百万円となり、当社グループの事業を推進していく上で十分な流動性を確保しているものと考えております。

5【経営上の重要な契約等】

オンラインゲームのライセンス契約
 サイバーステップ株式会社（提出会社）

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
JUNEINTER Co.,.Ltd.	韓国	韓国での『ゲットアンプド』独占運営権	2003年3月23日から 2016年3月5日まで 以後1年ごとの自動更新
Lansha Information Technology (Shanghai) Co., Ltd.	中国	中国（香港を含む、台湾除く）での『ゲットアンプド』独占運営権	2002年12月30日から 2008年2月21日まで 以後1年ごとの自動更新
Able Play Co., Ltd.	タイ	タイでの『ゲットアンプド』独占運営権	2022年2月4日から 2023年2月3日まで 以後1年ごとの自動更新

（注）上記については各ライセンス契約に基づき、ライセンス料の支払を受けており、サービス開始後、売上の一定率のロイヤリティの支払を受けております。

6【研究開発活動】

当社グループの研究開発活動の中心は、当社グループの強みであるネットワーク対戦型のゲームタイトルの開発及びネットワークロボット等の研究開発であります。

当連結会計年度における研究開発費は164百万円発生しております。オンラインゲーム事業において164百万円発生しており、エンターテインメント事業においては発生しておりません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は32百万円であり、その主なものは、オンラインゲーム事業における当社営業所の改装に係る建物21百万円及び当社が提供するオンラインゲームの開発に伴う工具、器具及び備品7百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2023年5月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都杉並区)	管理統括 営業施設	-	-	-	-	161
サテライトオフィス(分室) (神奈川県藤沢市)	営業施設	-	-	-	-	1
事業所 (埼玉県吉川市)	営業施設	-	-	-	-	9
倉庫 (埼玉県草加市)	営業施設	-	-	-	-	25
倉庫 (埼玉県草加市)	営業施設	-	-	-	-	42
倉庫 (埼玉県三郷市)	営業施設	-	-	-	-	36
倉庫 (茨城県守谷市)	営業施設	-	-	-	-	50

(注) 1. 建物は賃借物件であり、全事業所にかかる年間賃借料は合計404百万円であります。

2. 帳簿価額は、減損損失計上後の金額を記載しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係)」に記載のとおりであります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,400,000
計	19,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2023年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2023年8月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,682,982	11,682,982	東京証券取引所 (スタンダード市場)	(注)1
計	11,682,982	11,682,982	-	-

(注)1. 1単元の株式数は100株であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、2023年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

2015年8月5日開催の取締役会決議に基づき2015年8月20日に発行した第25回新株予約権

決議年月日	2015年8月5日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 113
新株予約権の数(個)	562
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 56,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	805
新株予約権の行使期間	2017年8月21日から 2025年8月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,441 資本組入額 721
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役又は従業員いずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
 本新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合、当該喪失以降本新株予約権を行使することはできない。対象者が死亡した場合は、割当契約の定めるところにより、相続人が募集新株予約権を行使することができない。
 募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
 その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。
 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
 なお、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株の発行又は自己株式を処分する場合(本新株予約権の行使に基づく新株の発行若しくは自己株式の処分又は当社が株式交換完全親会社となる株式交換による新株の発行又は自己株式の処分を行う場合を除く。)は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{調整前行使価格} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失等の新株予約権の数を減じております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2023年1月20日
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株式 ・完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない株式 ・単元株式数 100株 ・本転換社債新株予約権の行使請求により当社が交付する株式の数は、同一の本新株予約権付社債の新株予約権者により同時に行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生ずる場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額	当初転換価額1株当たり580円
新株予約権の行使期間	2023年2月7日から2025年2月6日 なお、繰上償還の場合は、償還日の前銀行営業日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格(会社法上の本転換社債新株予約権の行使に際してする出資の目的となる財産の1株当たりの価額)は、行使された本転換社債新株予約権に係る本社債の金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本転換社債新株予約権の目的である株式の数で除して得られる金額となる。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本転換社債新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 (2) 増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額より本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本転換社債新株予約権の一部について本転換社債新株予約権を行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本転換社債新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-
新株予約権付社債の残高(百万円)	100

当事業年度の末日(2023年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

(1) 本転換社債新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は、株価の下落により増加することがある。当該株式数は行使請求に係る本転換社債新株予約権が付された本社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数であるため、(注) 3. 第(3)号乃至(注) 4. 第(7)号に従い転換価額が修正又は調整された場合には、本転換社債新株予約権の行使請求により当社が交付する当社普通株式の数は増加又は減少する。

(2) 転換価額の修正及び転換価額の修正頻度

本新株予約権付社債の転換価額は2024年2月6日及び2024年11月6日(それぞれを以下本欄において「修正日」という。)に、修正日(同日を含まない。)に先立つ25連続取引日間(但し、(i)当該取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金が、当該25連続取引日の初日(同日を含まない。)に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の日次平均の250%に相当する金額を超え、かつ、(ii)当該取引日のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格が、その直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を超過する取引日は除外される(なお、(注) 4. 第(1)号乃至第(6)号に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。))のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額(但し、当該25連続取引日中に(注) 4. 第(1)号乃至第(6)号に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合は当該金額に修正される。本項において「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。

上記にかかわらず、上記に基づく修正後の転換価額が323円(以下「下限転換価額」といい、(注) 4. 第(1)号乃至第(6)号の規定による調整を受ける。)を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とする。

(3) 繰上償還条項等

本新株予約権付社債は、(注) 5. 第(2)号乃至又は本新株予約権付社債の発行要項に定める期限の利益喪失に関する特約のとおり、繰上償還されることがある。

3. 本新株予約権の行使時の払込金額

(1) 各本転換社債新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債新株予約権に係る本社債の全部とし、出資される財産の価額は、当該本転換社債新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。

(2) 各本転換社債新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初金580円とする。但し、転換価額は下記第(3)号及び第(4)号に定める修正及び(注) 4. 第(1)号乃至第(7)号に定める調整を受ける。

(3) 下記第(4)号を条件に、転換価額は、修正日に、修正日(同日を含まない。)に先立つ25連続取引日間(但し、取引日は(注) 2. 第(2)号記載のとおり除外されることがある。)のブルームバーグの公表資料に基づく東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の1円未満を切り下げた金額(但し、当該20連続取引日中に(注) 4. 第(1)号乃至第(6)号に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該事由を勘案して適切に調整される。)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)がその時点で有効な転換価額を1円以上下回っている場合は当該金額に修正される。

(4) 転換価額は下限転換価額を下回らないものとする。上記の計算によると修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合、転換価額は下限転換価額とする。また、転換価額は当初転換価額(但し、(注) 4. 第(1)号乃至第(6)号による調整を受ける。)を上回らないものとする。上記の計算によると修正後の転換価額が当初転換価額を上回ることとなる場合、転換価額は当初転換価額とする。

4. 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「新株発行等による転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、合併又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記による転換価額の調整が行われている場合には、調整後転換価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記 乃至 にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本転換社債新株予約権の行使請求をした本転換社債新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式とあわせて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの配当」とは、行使請求期間に記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

配当による転換価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

- (4) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 転換価額調整式に係る計算方法
転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号の場合は基準日）又は配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (6) 上記第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
株式の併合、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前転換価額、調整後転換価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

5. 償還の方法

(1) 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は下記第(2)号乃至に定める金額とする。

(2) 社債の償還の方法及び期限

本社債は、2025年2月7日（以下「償還期日」という。）に、未償還の本社債の全部を各社債の金額100円につき金100円で償還する。当社は、本社債権者と別途合意ない限り、償還期日前に各本社債を任意に償還することはできない。但し、繰上償還に関しては下記乃至又は本新株予約権付社債の発行要項に定める期限の利益喪失に関する特約に定めるところによる。

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場廃止が決定された場合、又は当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本転換社債新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で承認決議した場合、当社は、当該上場廃止日又は組織再編行為の効力発生日よりも前に、残存する本社債の全部（一部は不可）を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還しなければならない。

本新株予約権付社債権者は、(i)いずれかの取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう（但し、東京証券取引所において当社普通株式について、何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。））。本号(iii)における場合及び(注)2．第(2)号における場合を除き、以下同じ。)において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）が2023年1月19日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（269円）（但し、(注)4．第(1)号乃至第(7)号により転換価額（(注)3．第(2)号で定義する。以下同じ。）が調整される場合には、当該転換価額の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）を下回った場合、(ii)当該取引日に先立つ20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買出来高（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）が、2023年1月19日を最終日とする20連続取引日間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の1取引日当たりの平均売買出来高（但し、当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとする。）の50%（184,050株）を下回った場合、又は(iii)東京証券取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日（東京証券取引所において売買立会が行われることとなっている日をいう。）以上の期間にわたって停止された場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問わない。）、償還日の10銀行営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。

本新株予約権社債権者は、(i)当社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の負債の部に計上される金融関連債務（但し、当座貸越を含み、リース債務は除く。）及び社債（但し、本社債を除く。）の合計額が、本新株予約権付社債の発行日以降、5億円以上増加した場合、又は(ii)発行会社の連結財務諸表又は四半期連結財務諸表上の現金及び預金の合計額から負債の部の金額を控除した額がその時点で残存する本社債の額面総額の130%相当額未満となった場合には、その後いつでも（上記各事由が治癒したか否かを問わない。）、償還日の10営業日前までに通知することにより、その保有する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で、繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。かかる請求を行った場合、当社は、かかる通知に従って期限前償還を実行しなければならない。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて本新株予約権社債権者と合意のうえで定めるものとする。

償還期日又は上記乃至により本社債を繰上償還する日が銀行の休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

上記乃至により本社債を繰上償還する場合は、当社は、財務代理人に対し、10営業日前までに、償還日、償還金額その他必要な事項を通知する（当該通知は撤回することができない。）。

当社は、本社債権者と合意のうえ、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本転換社債新株予約権の一方のみを消却することはできない。

6．権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結した取決めの内容

割当予定先による行使制限措置

()当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせないものとする。

()割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行い、また、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、同様の内容を約させる。

7．当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当なし。

8. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容
 割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役社長の佐藤類より、当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
9. その他投資者の保護を図るため必要な事項
 該当なし。

第37回新株予約権

決議年月日	2023年1月20日
新株予約権の数(個)	2,380
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 238,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額1株当たり600円(注)2、(注)3
新株予約権の行使期間	2023年2月7日から2025年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に原則として当社取締役会の事前の承認が必要である旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式600,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株)とする。ただし、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}$$
- (3) 当社が(注)3.の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)3.第(2)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、(注)3.第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の修正

- (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日（以下に定義する。）目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降発行要項に定める期間の満了日まで、下記第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日（以下に定義する。）の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額）に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、発行要項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

- (2) 行使価額は323円（ただし、(注)3.の規定に準じて調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの配当」とは、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (6) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は600,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(ただし、上記(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準は、上記(注)2.第(1)号に記載のとおりである。また、行使価額の修正頻度は、上記(注)2.第(1)号に記載のとおり、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定した都度、各修正日の前取引日において、修正される。
- (3) 割当株式数の上限は、上記第(1)号のとおりである。また、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(注)2.第(2)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)は、194,952,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)である。
- (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、その内容は以下のとおりである。

2023年1月20日付の当社取締役会決議に基づき発行した本新株予約権付社債の全てが償還又は当社普通株式に転換された日以降、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結した取決めの内容

割当予定先による行使制限措置

- () 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせないものとする。
- () 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行い、また、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、同様の内容を約させる。

- (6) 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項なし。

- (7) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役社長の佐藤類より、当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

第38回新株予約権

決議年月日	2023年1月20日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 300,000株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	当初行使価額1株当たり800円(注)2、(注)3
新株予約権の行使期間	2023年2月7日から2025年2月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	(注)4
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には譲渡制限は付されていない。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に原則として当社取締役会の事前の承認が必要である旨が定められている。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2023年5月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2023年7月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式300,000株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。ただし、下記第(2)号乃至第(5)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。
調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率
- (3) 当社が(注)3. の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合(ただし、株式分割等を原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、同項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (4) 本項に基づく調整において、調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る(注)3. 第(2)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (5) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、(注)3. 第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

2. 行使価額の修正

- (1) 当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することができ、かかる決定がなされた場合、行使価額は本項に基づき修正される。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日(同日を含む。)から起算して10取引日(以下に定義する。)目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降発行要項に定める期間の満了日まで、下記第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。ただし、東京証券取引所において当社普通株式に関して何らかの種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。

「修正日」とは、各行使価額の修正につき、発行要項に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。

- (2) 行使価額は323円（ただし、(注)3.の規定に準じて調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。上記第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、修正後の行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式を使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（ただし、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額により}}{\text{当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、本新株予約権の発行後、本号 に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの配当」とは、上記「新株予約権の行使期間」欄に記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目以降これを適用する。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。ただし、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（ただし、本項第(2)号の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (6) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
 株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

- (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は300,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない（ただし、上記(注)1.に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
- (2) 行使価額の修正基準は、上記(注)2.第(1)号に記載のとおりである。また、行使価額の修正頻度は、上記(注)2.第(1)号に記載のとおり、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定した都度、各修正日の前取引日において、修正される。

- (3) 割当株式数の上限は、上記第(1)号のとおりである。また、本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(注)2.第(2)号に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)は、97,128,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)である。
- (4) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられており、その内容は以下のとおりである。

2023年1月20日付の当社取締役会決議に基づき発行した本新株予約権付社債の全てが償還又は当社普通株式に転換された日以降、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

当社は、新株予約権行使期間の末日(休業日である場合には、その直前営業日とする。)に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

- (5) 権利の行使に関する事項についての割当先との間で締結した取決めの内容

割当予定先による行使制限措置

- (i) 当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行わせないものとする。
- (ii) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本件新株予約権の行使を行わないことに同意し、本件新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本件新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行い、また、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で、同様の内容を約させる。

- (6) 当社の株券の売買について割当先との間の取決めの内容

該当事項なし。

- (7) 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社代表取締役社長の佐藤類より、当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

- (8) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第35回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年3月1日から 2023年5月31日まで)	第23期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	6,500
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	650,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	670
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	435
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	10,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	1,000,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	576
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	576

(注) 当該第35回新株予約権は、2022年6月10日をもってすべて行使されております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

	第4四半期会計期間 (2023年3月1日から 2023年5月31日まで)	第23期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	30	30
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	517,240	517,240
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	580	580
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	300	300
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	30
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	517,240
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	580
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	300

第37回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年3月1日から 2023年5月31日まで)	第23期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	3,620	3,620
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	362,000	362,000
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	600	600
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	217	217
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	3,620
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	362,000
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	217

第38回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2023年3月1日から 2023年5月31日まで)	第23期 (2022年6月1日から 2023年5月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 当該第38回新株予約権の権利行使はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2018年6月1日～ 2019年5月31日 (注)1	959,300	7,070,201	757	2,149	757	1,214
2019年6月1日～ 2020年5月31日 (注)1	793,400	7,863,601	352	2,502	352	1,567
2020年6月1日～ 2021年5月31日 (注)1	3,300	7,866,901	2	2,505	2	1,569
2021年6月1日～ 2022年5月31日 (注)1	1,300,000	9,166,901	243	2,748	243	1,813
2022年6月1日～ 2022年8月31日 (注)1	650,000	9,816,901	219	2,967	219	2,032
2022年6月14日 (注)2	986,841	10,803,742	224	3,192	224	2,257
2022年9月1日～ 2023年5月31日 (注)3	879,240	11,682,982	258	3,451	258	2,515

(注)1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 有償第三者割当

発行価格 456円

資本組入額 228円

割当先 ロードランナー株式会社 767,543株

株式会社Blue Rock 109,649株

Asset Management Suite株式会社 109,649株

3. 新株予約権及び転換社債型新株予約権付社債の権利行使による増加であります。

4. 当社は、2023年1月16日付の取締役会において、2022年5月27日付の取締役会で決議した第三者割当による新株式の発行による調達資金の支出予定時期の変更について決議いたしました。そのため、2022年5月27日付けで提出した有価証券届出書に記載しました「第一部 証券情報 第1 募集要領 4 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」において変更が生じております。

1. 変更理由

当社の新規タイトルである「テラビット」において、台湾・マカオでのオープンベータ版をリリースいたしました。その結果を受けて日本でのリリースにおいては当該タイトルの完成度をより高めることを目的として追加開発を実施する判断に至りました。また、当社が2022年6月にリリースしたタイトルである「ブラックステラ インフェルノ」において、一度はサービスを終了としたものの開発体制の再構築による再リリースを決定したことに伴い、当該2タイトルにおけるプロモーション活動時期及びその費用の支出予定時期を変更することいたしました。

2. 変更の内容

支出予定時期の変更の内容は次のとおりです。変更箇所には下線を付しております。

(変更前)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
既存事業「トレバ」の収益性の強化のための事業所の撤退に伴う原状回復費用等	40	2022年6月～2022年11月
新規タイトルのプロモーション費用	280	2022年6月～ <u>2022年9月</u>
新規プロジェクトの発足に係る人件費及び諸経費	126	2022年6月～2022年11月
合計	446	-

(変更後)

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
既存事業「トレバ」の収益性の強化のための事業所の撤退に伴う原状回復費用等	40	2022年6月～2022年11月
新規タイトルのプロモーション費用	280	2022年6月～ <u>2023年6月</u>
新規プロジェクトの発足に係る人件費及び諸経費	126	2022年6月～2022年11月
合計	446	-

(5) 【所有者別状況】

2023年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	24	51	23	35	8,424	8,559	-
所有株式数(単元)	-	1,391	10,994	5,720	5,354	167	93,153	116,779	5,082
所有株式数の割合(%)	-	1.19	9.41	4.90	4.58	0.14	79.77	100.00	-

(注) 自己株式219株は、「個人その他」に2単元、「単元未満株式の状況」に19株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2023年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
佐藤 類	東京都渋谷区	1,064,700	9.11
大和田 豊	東京都新宿区	405,700	3.47
ロードランナー株式会社	東京都渋谷区神宮前2-2-39	386,243	3.31
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	352,300	3.02
浅原 慎之輔	神奈川県藤沢市	337,800	2.89
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3-11-1)	336,600	2.88
山下 博	大阪府泉南市	158,700	1.36
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	137,700	1.18
松井証券株式会社	東京都千代田区麴町1-4	103,900	0.89
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-2-3	94,500	0.81
計	-	3,378,143	28.92

(注) 前事業年度末において主要株主であった佐藤類は、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2023年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,677,700	116,777	-
単元未満株式	普通株式 5,082	-	-
発行済株式総数	11,682,982	-	-
総株主の議決権	-	116,777	-

(注) 単元未満株式の欄には、自己株式が19株含まれております。

【自己株式等】

2023年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
サイバーステップ株式会社	東京都杉並区和泉一丁目22番19号	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	219	-	219	-

(注) 当期間には2023年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得又は処分した株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置づけており、利益分配としては、将来の事業展開や経営環境並びに連結業績等を総合的に勘案して決定する方針であります。また、当社の剰余金の配当は、株主総会の決議により毎事業年度末日を基準日として行う旨及び、取締役会の決議により毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。当事業年度の期末配当につきましては、当期業績において純損失を計上したことにより、財務健全性を確保するため、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

今後は安定的な利益の確保を目指し、早期の業績回復及び復配に努めてまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令・企業倫理の遵守が経営の根幹であるとの信念に基づき、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、会計監査人設置会社であります。

当社の取締役会は、代表取締役社長の佐藤類を議長とし、取締役である石居優一、緒方淳一、井上康介、河江健史（社外取締役）、鈴木都生（社外取締役）の6名で構成され、うち2名が社外取締役であり、取締役会規程に基づき、監査役出席の下、経営上の重要な意思決定を討議し決定しております。当社では原則として毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、取締役会においては業績の状況、その他業務上の報告を行い情報の共有を図るとともに、監査役からは監査役監査の報告を受けております。また、監査法人からの指摘事項についての改善案も同会において検討し、業務改善に努めるよう関連部署のマネージャーに指示をしております。

当事業年度において当社は取締役会を月1回以上開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
佐藤 類	13	13
大和田 豊	13	13
石居 優一	13	13
緒方 淳一	13	13
河江 健史	10	10
鈴木 都生	10	10
澤 昭人	3	3

(注) 1 河江健史及び鈴木都生は、2022年8月26日就任以降開催された全ての回に出席しております。

2 澤昭人は、2022年8月26日退任前に開催された全ての回に出席しております。

取締役会における具体的な検討内容として、決算等財務関連、各事業部門における活動状況、組織・人事関連、その他経営上の重要事項等について決議を行いました。また、内部統制及び内部監査等について適切に報告を受けております。

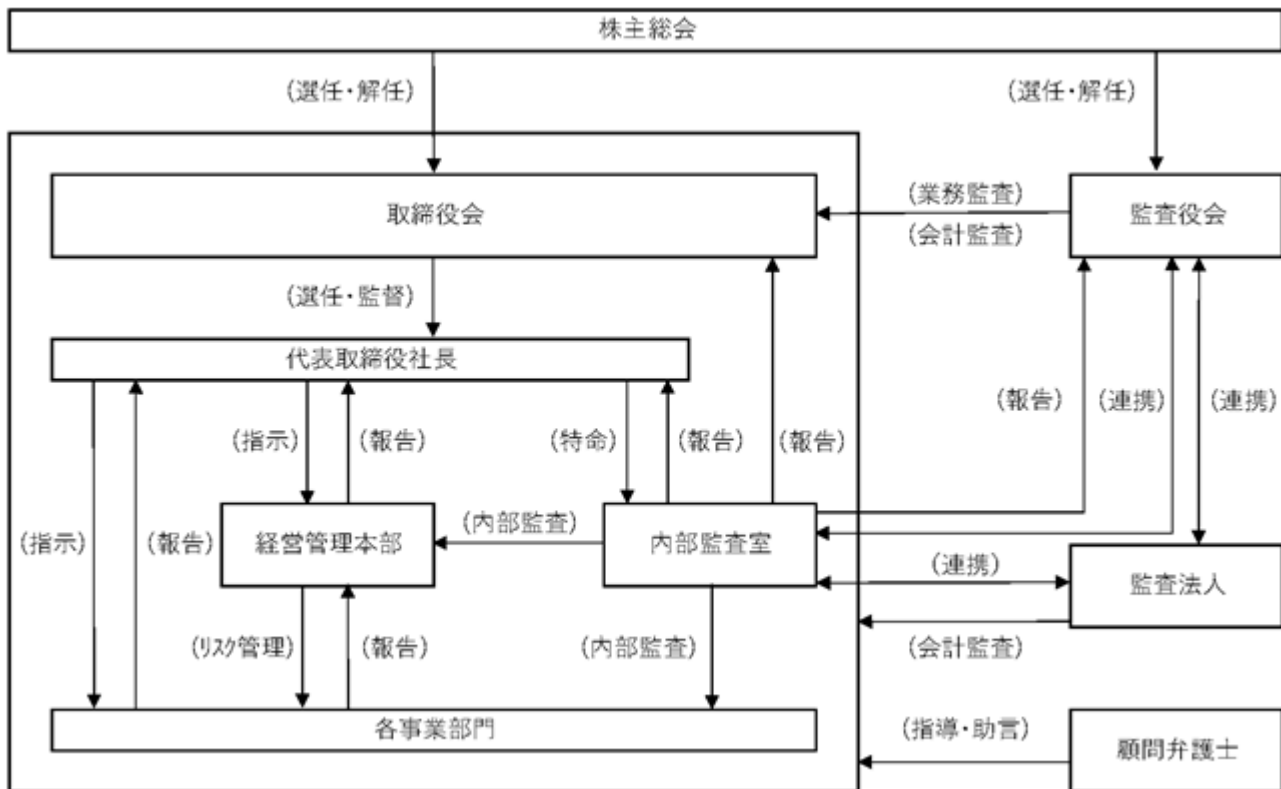
当社の監査役会は、常勤監査役の大山弘樹を議長とし、坂本衛（社外監査役）、石田有司（社外監査役）の常勤監査役1名及び非常勤監査役2名で構成されており、うち2名が社外監査役であります。

また、当社は弁護士と顧問契約を締結しており、重要な契約、法的判断及びコンプライアンスに関する事項について相談し、助言及び指導を受けております。

当社は、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。サイバーステップ憲章では、取締役及び従業員は、責任ある社会の一員として社内外のステークホルダーに対し常に公正、公平、誠実に行動し接することとしております。

当社のコーポレート・ガバナンスの基本となるサイバーステップ憲章の実効性を確保するために、取締役会を企業統治の体制の軸とし、客観性及び中立性を確保した経営監視機能の強化並びに企業の透明性及び経営の健全性を図るために現在の企業統治の体制を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

1) 内部統制システムの整備の状況

当社は、業務の適正を確保するため、以下「内部統制システム整備に関する基本方針」を定め、良好な内部統制の構築に努めております。

そして、財務報告に係る内部統制の有効性及び業務執行状況については、内部監査室による内部監査を実施しており、内部監査結果は代表取締役社長に報告され、内部監査結果に基づき被監査部門に対して要改善事項、必要な対策について指示しております。また、監査役は、取締役や部門長から重要事項について報告を受け、調査を必要とする場合には管理部門の協力を得て監査が効率よく行われる体制を取っております。

加えて、監査役は、監査役監査、監査法人による監査及び内部監査の三様監査を有機的に連携させるため、内部監査状況を適時に把握し内部監査室に対して必要な助言を行うとともに、監査法人と面談を行い、主として財務状況について話し合うなどして、内部統制システムの強化・向上に努めております。

< 内部統制システム整備に関する基本方針 >

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社は、取締役及び使用人を社会の一員であることを自覚させ、社会からの信頼を維持し更に高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。

この憲章を実効あらしめるため、経営トップ自ら問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスに係る不断の改善への取組みを実施するよう努め、また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行することとしております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については文書管理規程に基づき保存・管理をしております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は、経営管理本部が行うものとしております。

内部監査室は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告するものとしております。

リスクが顕在化した場合には、経営管理本部が中心となり、対応マニュアル等に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項について意思決定を行っております。その意思決定に基づき、必要に応じて常勤取締役と各部門長が具体的な業務遂行の打合せを行い、各部門長は、取締役会の意思決定を着実に遂行する体制を構築しております。

e. 会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

経営管理本部は、グループ会社における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、定期的に経営管理状況の把握に努めます。

内部監査室は、内部監査規程に基づき、グループ各社において法令違反その他財務及びコンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、遅滞なく代表取締役社長及び監査役に報告することとしております。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

必要に応じて、適切な人数及び能力を有する監査役の職務のための補助使用人を置く方針としております。補助使用人は、兼任も可能としておりますが、当該職務を遂行するにあたっては取締役からの指揮命令は受けられないものとしております。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとしております。

取締役は、重要な会議開催の日程を、監査役に連絡し必要に応じて出席を依頼しております。

また、次のような緊急事態が発生した場合には、取締役及び使用人は、遅滞なく監査役に報告を行うこととしております。

- ・ 当社の業務又は財務に重大な影響を及ぼす恐れのある法律上又は財務上の諸問題
- ・ その他当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実

h. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役及び部門長から重要事項について常に報告を受け、また調査を必要とする場合には経営管理本部、内部監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。

常勤監査役と非常勤監査役の3名は1ヶ月に1回以上監査役会を開催し、重要事項について協議するほか、必要に応じて会計監査人との面談をもち、特に財務上の問題点につき協議を実施し、監査役監査がより実効的に行われることを確保しております。

2) リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理の主管部門は経営管理本部が担当しております。災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部門から経営管理本部取締役に、また経営管理本部取締役から代表取締役社長に連絡する体制をとっております。万一、当社が各国の運営会社を通じて提供しているオンラインゲームサービスが長期間停止するような重大事故等が発生した場合には、代表取締役社長、経営管理本部取締役で協議の上、緊急対策チームを編成し、事故状況を迅速・正確に把握し、対処することとしております。業務上のリスクをはじめ、事業活動上のリスクと考えられる事項に関しては、経営管理本部と関連部署及び取締役会が密接な連携をとりリスクの分析と対応策の検討を行っております。

3) 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

グループ会社の経営管理については、関係会社管理規程により管理体制及び管理基準を定め、定期的開催される報告会により報告・審査すると共に、重要事項の決定等に際しては当社取締役会の決議を得て行う体制により業務の確保に努めております。

4) 株式会社の支配に関する基本方針

a. 基本方針の内容

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらしするために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

b. 当該株式会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の株主の皆様が長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、上記a.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

イ. 企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娯楽を創造することを目指しております。各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主をはじめとしたステークホルダーへの義務であると考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切ですが、当社が属する業界特有の変動性を考慮し、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、当社グループのオンラインゲームの認知度をグローバルに高めるべく自社運営サービス及びライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながらサービスタイトルがヒットするよう努めること、当社グループの強みである開発力を活かしオンラインゲーム及び関連製品の開発を今後も継続していくこと、を着実に実行してまいります。

ロ. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置づけております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効あらしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。

) 当社は監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、取締役は、2名を社外取締役とし、取締役会における客観性、中立性を確保しており、監査役は、2名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

5) 責任限定契約の内容と概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は同法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

6) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。

8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

(自己株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは経営環境に適応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任限度額を100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とすることができる旨定款に定めております。

これは取締役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(監査役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、会社法第423条第1項に定める監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に会社法第423条第1項に定める損害賠償責任限度額を100万円以上であらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とすることができる旨定款に定めております。

これは監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男性 9名 女性 -名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役) 新規事業部担当	佐藤 類	1977年7月14 日生	2000年4月 創業 2000年7月 サイバーステップ・ドット・コム有限会社 (現当社)設立、取締役就任 2001年8月 株式会社への組織変更と同時に当社代表取締役 社長就任 2005年7月 当社代表取締役会長就任 2006年11月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注)3	1,064,700
取締役	石居 優一	1981年12月1 日生	2008年2月 サイバーステップ株式会社入社 2016年6月 当社経営企画室 リーダー 2016年8月 当社リリース判定室 担当役員 2016年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	32,000
取締役 経営管理本部担当	緒方 淳一	1968年4月15 日生	2016年8月 サイバーステップ株式会社入社 2016年8月 当社経営管理室 室長 2018年8月 当社取締役就任(現任)	(注)3	2,500
取締役 ゲーム事業部担当	井上 康介	1981年11月16 日生	2009年10月 サイバーステップ株式会社入社 2018年6月 当社企画開発グループ マネージャー 2019年8月 当社執行役員 2023年8月 当社取締役就任(現任)	(注)5	-
取締役	河江 健史	1979年4月2 日生	2002年10月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年7月 公認会計士登録 2007年9月 河江健史会計事務所 開業 2009年7月 証券取引等監視委員会 課徴金・開示検査(現 開示検査課)入庁 2013年1月 河江健史会計事務所 代表(現任) 2016年2月 FYI株式会社設立 代表取締役(現任) 2016年6月 株式会社リビングプラットフォーム 取締役 (現任) 2017年5月 シュバイツェル・インベストメント株式会社 監査役(現任) 2021年3月 センクサス監査法人 代表社員(現任) 2022年8月 当社社外取締役就任(現任)	(注)1 (注)3	-
取締役	鈴木 都生	1983年9月14 日生	2019年10月 株式会社A.L.I. technologies執行役員 2021年5月 NABLAS株式会社 取締役(現任) 2021年2月 株式会社Blue Rock 取締役(現任) 2022年8月 当社社外取締役就任(現任)	(注)1 (注)3	-
常勤監査役	大山 弘樹	1966年3月14 日生	1989年4月 東芝関西システム開発株式会社(現 東芝ソ リューション株式会社)入社 1994年5月 山一情報システム株式会社入社 1997年12月 船井電機株式会社入社 2000年4月 4D Networks株式会社設立 2003年6月 有限会社構築屋設立 代表取締役就任(現任) 2013年8月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)4	2,000

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	坂本 衛	1960年1月18 日生	1984年4月 日立西部ソフトウェア株式会社(現 株式会社日立ソリューションズ)入社 2004年4月 株式会社ギガプライズ入社 2006年6月 同社取締役就任 2011年10月 株式会社コーディング設立 代表取締役就任(現任) 2015年11月 株式会社アドテック技術顧問就任 2016年8月 当社社外監査役就任(現任) 2019年10月 株式会社リーガル・リテラシー技術顧問就任(現任)	(注)2 (注)4	4,000
監査役	石田 有司	1983年4月2 日生	2006年4月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2008年3月 公認会計士登録 2015年9月 米国KPMG出向 2020年10月 石田公認会計士事務所開業 代表(現任) 2020年10月 みかさ監査法人 代表社員(現任) 2020年11月 株式会社IAIC設立 代表取締役(現任) 2021年3月 税理士登録 2022年2月 株式会社日本大学事業部 監査役 2022年8月 当社社外監査役就任(現任) 2022年9月 税理士法人IAIC 代表社員(現任) 2023年4月 クオンティニウム株式会社 監査役(現任)	(注)2 (注)4	-
計					1,105,200

- (注) 1 . 取締役河江健史、取締役鈴木都生は、社外取締役であります。
 2 . 監査役坂本衛、監査役石田有司は、社外監査役であります。
 3 . 2022年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
 4 . 2022年8月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
 5 . 2023年8月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。社外取締役及び社外監査役は取締役会及び監査役会に出席し、豊富な経験を通じて培われた見識をもって独立した立場から発言を行っております。当社は、社外取締役及び社外監査役による意見が当社の取締役の職務執行の監督及び監査に反映されることで、社外の独立した立場の視点を経営に取り入れ、取締役会の意思決定に客観性や中立性を確保することができると考えております。社外取締役及び社外監査役につきましては当社グループとの取引等の利害関係はありません。

河江健史氏は、公認会計士としての豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図るための有用な助言や提言を期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから招聘しております。鈴木都生氏は、事業会社における幅広い分野の経営に携わり、当社の事業領域に関する豊富な経験と見識を有しており、このような経験は当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うのに適任であると判断したことから招聘しております。

また、坂本衛氏は企業集団経営における豊富な経験や識見として専門的知識と経験を当社の監査体制に活かすために招聘しております。石田有司氏は公認会計士及び税理士としての国際的な経験・実績・見識を当社の監査体制に活かすために招聘しております。なお、坂本衛氏による当社株式の保有は「役員一覧」の「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

当社の企業統治において、社外取締役及び社外監査役の専門的かつ客観的な視点や、意見具申は有用であると考えております。社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準や方針は明確には定めておりませんが、当社との人的関係、資金的関係又は取引関係などの特別な利害関係がなく、高い見識に基づき当社の経営監視ができる人材を求める方針としております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との関係は、内部監査は、内部監査室が行っており、業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等について監査を行い、その結果を代表取締役に対して報告するとともに、業務の改善及び適切な運営に向けての具体的な助言や勧告を行っております。また、内部監査室は、監査役とも密接な連携をとっており、監査役は、内部監査状況を適時に把握できる体制になっております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。また、取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べるほか、取締役からの聴取、重要な決裁書類等の閲覧を通じ監査を実施しております。監査役会は独立機関としての立場から、適正な監視を行うため毎月1回以上監査役会を開催し、打ち合わせを行っております。

また、内部監査室、監査役会及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社では3名の監査役がその任にあっており、常勤監査役1名、非常勤監査役2名により構成する監査役会を設置しております。

常勤監査役 大山弘樹氏は、システムに精通し、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有しており、様々な視点から各取締役の業務執行状況の監査を適切に遂行しております。社外監査役 坂本衛氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い見識を有し、主に経営者としての見地から意見を述べる等、社外監査役としての職務を適切に遂行しております。社外監査役 石田有司氏は、公認会計士及び税理士としての高度な専門的知識を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査しております。

各監査役はコーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下、原則として全ての取締役会へ出席し、必要に応じて意見具申を行うなど、取締役の業務執行全般にわたって監査を実施しており、内部統制の確立状況に関しても、内部監査担当者より内部監査の実施状況につき定期的に報告を受け、期末の会計監査においては監査法人と協議のうえ監査を実施しております。

当事業年度において当社は監査役会を月1回以上開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大山 弘樹	14	14
坂本 衛	14	14
石田 有司	10	10
紅林 優光	4	4

- (注) 1 石田有司は、2022年8月26日就任以降開催された全ての回に出席しております。
2 紅林優光は、2022年8月26日退任前に開催された全ての回に出席しております。

監査役会における具体的な検討内容として、監査の方針及び監査実施計画や、内部統制システムの整備・運用状況の確認、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性や、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性についてであります。

また、常勤監査役の活動として、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担に従い、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会や経営会議等の重要会議への出席、内部監査室との連携、会計監査人との情報交換等を実施しております。

内部監査の状況

当社では内部統制の有効性及び実際の業務執行状況について、内部監査による監査・調査を実施しております。具体的には、内部監査室に属する担当者1名が内部監査室以外の部門の監査を担当し、内部監査室の監査は経営管理本部取締役が担当しております。内部監査室は、内部監査計画に基づき、往査又は書面により内部監査を実施し、監査実施結果を監査役会及び取締役会へ報告し、代表取締役社長へ提出及びその承認を以て被監査部門へ通知を行っております。通知のうち改善勧告事項については、改善が完了するまで適宜進捗を監査する仕組みとなっております。

また、監査役監査、監査法人による監査及び内部監査の三様監査が有機的に連携するよう、内部監査実施結果については各監査役及び取締役会に適宜報告し、会計監査人と監査役及び内部監査室や社外取締役との十分な連携の確保を目的とする協議の場を設け、相互に意見交換を行う等の三者連携を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称
アスカ監査法人

b. 継続監査期間
11年間

c. 業務を執行した公認会計士
指定社員 業務執行社員 公認会計士 若尾 典邦
指定社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 昌久

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 4 名、会計士試験合格者等 7 名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、会計監査人の評価及び選定基準を決定しており、会計監査人の監査品質や監査体制、独立性等について確認を行い、その結果、これらの点について問題はなく、会計監査の継続性や監査報酬等を勘案し選定をしております。

また、当社は、以下のとおり、会計監査人の解任又は不再任の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められた場合、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反する懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他監査品質、品質管理が適格性、独立性を欠く等、適正・適切な監査を遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。取締役会は、監査役会の決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出します。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については、会計監査人の品質管理の問題の有無、監査報酬等、監査役及び経営者等との関係等諸般の要素を勘案し、再任する旨の評価を行いました。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	20	-	19	-
連結子会社	-	-	-	-
計	20	-	19	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ a . を除く）

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針については定めておりませんが、監査計画の内容について有効性及び効率性の観点で会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を十分行うことができる報酬額となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員個人の報酬の決定に関する方針等

当社は、2021年2月17日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1．基本方針

(1) 取締役の報酬については、当社の企業理念の実現を目指すための優秀な人材を確保、維持し、企業価値の向上に向けて期待される役割を果たすことへの意欲を引き出すにふさわしいものとする。具体的には、役位ごとにその職責等に応じて決定される「基本報酬」と、業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブとして決定される「ストック・オプション」（新株予約権）で構成すること。ただし、社外取締役の固定報酬及びストック・オプションについては、業務執行から独立した立場において、当社のステークホルダーの利益を図る観点と踏まえ、経営に対する監督及び助言機能を担う立場にあることに鑑み、かかる立場に即したものとすること。

(2) 企業業績から独立した立場において取締役の職務執行を監査する立場にある監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこと。

(3) 個々の役員の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすること。

2．取締役に係る金銭報酬（固定報酬）の個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬は、月例の金銭報酬とし、各取締役の役位、職務内容及び会社業績への貢献度に応じて、当社の経営環境、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3．取締役に係る非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法、及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

非金銭報酬等は、ストック・オプション（新株予約権）とし、各取締役の役位、職務内容及び会社業績への貢献度に応じて、当社の経営環境、他社水準、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定した数を、毎年、一定の時期に支給する（又は支給しない）ものとする。

4．報酬の種類ごとの取締役個人の報酬の割合の決定に関する方針

報酬の種類ごとの取締役個人の報酬の割合については、役位、職責等を踏まえて決定する。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は固定報酬を70～100%、ストック・オプションを0～30%とする。

5．役員個人の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役個人の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額及びストック・オプションとして割り当てる新株予約権の数とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、各取締役の職務内容と会社業績への貢献度を勘案して協議のうえ代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は取締役会の協議の結果を十分に踏まえて決定をしなければならないこととする。

監査役個人の報酬額については、監査役間で協議して決定する。

ロ．取締役個人の報酬等の決定の委任

取締役会は、代表取締役社長佐藤類に対し、各取締役の固定報酬の額及びストック・オプションとして割り当てる新株予約権の数の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うためには、代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会が各取締役の職務内容と会社業績への貢献度を勘案して協議のうえ代表取締役社長に委任するものとしております。

ハ．当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動

当事業年度における当社の役員報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は、2022年8月開催の取締役会において、取締役の報酬につき代表取締役社長佐藤類への一任を決議しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストック・オプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	25	25	-	-	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	1	1	-	-	-	1
社外役員	7	7	-	-	-	6

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、次のとおりであります。
 年額 200百万円以内(うち社外取締役分年額30百万円)(2007年8月24日開催の第7期定時株主総会決議)使用人兼務取締役の使用人分給与は含めない。
 当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち社外取締役は1名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。
 年額 40百万円以内(2007年8月24日開催の第7期定時株主総会決議)
 当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は3名)です。

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	2	1	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	-	-	(注) 1 (83)
非上場株式以外の株式	-	-	-

(注) 1 . 非上場株式については、市場価格がないことから、「評価損益の合計額」は記載しておりません。

2 . 「評価損益の合計額」の()は外書きで、当事業年度の減損処理額であります。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しております。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2022年6月1日から2023年5月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2022年6月1日から2023年5月31日まで）の財務諸表について、アスカ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、専門誌の定期購読等を行うことで情報収集等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当連結会計年度 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,674	1,280
売掛金	324	1,317
貯蔵品	373	235
未収消費税等	148	90
その他	78	215
貸倒引当金	25	26
流動資産合計	2,573	3,112
固定資産		
有形固定資産		
建物	63	57
減価償却累計額	63	57
建物(純額)	0	-
工具、器具及び備品	455	466
減価償却累計額	455	465
工具、器具及び備品(純額)	0	1
車両運搬具	16	9
減価償却累計額	16	9
車両運搬具(純額)	-	-
有形固定資産合計	0	1
投資その他の資産		
投資有価証券	20	21
関係会社長期貸付金	10	10
保証金	201	141
その他	51	82
貸倒引当金	5	10
投資その他の資産合計	258	224
固定資産合計	258	226
資産合計	2,831	3,338

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当連結会計年度 (2023年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1	1
短期借入金	200	-
1年内返済予定の長期借入金	3	1,298
未払金	291	293
未払費用	166	153
未払法人税等	22	39
契約負債	68	77
その他	27	15
流動負債合計	779	879
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	100
長期借入金	26	38
固定負債合計	26	138
負債合計	806	1,017
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,748	3,451
資本剰余金	1,813	2,606
利益剰余金	2,591	3,951
自己株式	0	0
株主資本合計	1,969	2,105
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	16	45
その他の包括利益累計額合計	16	45
新株予約権	38	36
非支配株主持分	-	134
純資産合計	2,025	2,321
負債純資産合計	2,831	3,338

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
売上高	1,741	1,407
売上原価	1,983	1,476
売上総利益	5,433	2,580
販売費及び一般管理費	2,367	2,373
営業損失()	1,353	1,158
営業外収益		
受取利息	0	0
受取賃貸料	35	0
為替差益	-	26
出資分配金	0	0
業務委託収入	6	-
その他	9	9
営業外収益合計	52	37
営業外費用		
支払利息	0	26
株式交付費	-	8
外国源泉税	37	40
支払手数料	6	9
為替差損	92	-
賃貸費用	37	-
投資事業組合運用損	-	27
貸倒引当金繰入額	-	5
その他	13	16
営業外費用合計	187	133
経常損失()	1,488	1,255
特別利益		
固定資産売却益	41	43
新株予約権戻入益	5	1
事業譲渡益	-	23
特別利益合計	6	27
特別損失		
固定資産除却損	524	-
関係会社株式評価損	17	-
投資有価証券評価損	-	84
減損損失	629	626
事業構造改善費用	722	-
事業譲渡損	-	0
特別損失合計	564	111
税金等調整前当期純損失()	2,046	1,338
法人税、住民税及び事業税	51	50
法人税等合計	51	50
当期純損失()	2,097	1,389
非支配株主に帰属する当期純損失()	-	9
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,097	1,380

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
当期純損失()	2,097	1,389
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	18	29
その他の包括利益合計	18	29
包括利益	2,079	1,360
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,079	1,351
非支配株主に係る包括利益	-	9

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,505	1,569	493	0	3,581
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	2,097	-	2,097
新株の発行（新株予約権の行使）	243	243	-	-	486
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	243	243	2,097	-	1,611
当期末残高	2,748	1,813	2,591	0	1,969

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2	2	42	3,621
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	-	2,097
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	-	486
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18	18	3	15
当期変動額合計	18	18	3	1,596
当期末残高	16	16	38	2,025

当連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,748	1,813	2,591	0	1,969
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	1,380	-	1,380
新株の発行	224	224	-	-	449
新株の発行（新株予約権の行使）	327	327	-	-	655
転換社債型新株予約権付社債の転換	150	150	-	-	300
連結範囲の変動	-	-	20	-	20
連結子会社の増資による持分の増減	-	90	-	-	90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	702	792	1,359	-	135
当期末残高	3,451	2,606	3,951	0	2,105

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16	16	38	-	2,025
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	-	-	-	-	1,380
新株の発行	-	-	-	-	449
新株の発行（新株予約権の行使）	-	-	-	-	655
転換社債型新株予約権付社債の転換	-	-	-	-	300
連結範囲の変動	-	-	-	-	20
連結子会社の増資による持分の増減	-	-	-	-	90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	29	29	2	134	160
当期変動額合計	29	29	2	134	296
当期末残高	45	45	36	134	2,321

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,046	1,338
減価償却費	92	8
事業構造改善費用	228	-
減損損失	293	26
貸倒引当金の増減額(は減少)	55	4
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	13	-
受取利息	0	0
出資分配金	0	0
支払利息	0	26
投資事業組合運用損益(は益)	-	27
為替差損益(は益)	88	40
固定資産除却損	24	-
固定資産売却損益(は益)	-	3
投資有価証券評価損益(は益)	-	84
関係会社株式評価損	17	-
新株予約権戻入益	5	1
事業譲渡損益(は益)	-	23
売上債権の増減額(は増加)	456	15
棚卸資産の増減額(は増加)	177	102
仕入債務の増減額(は減少)	0	7
未払金の増減額(は減少)	341	21
未払費用の増減額(は減少)	68	13
契約負債の増減額(は減少)	104	37
その他の資産の増減額(は増加)	22	7
その他の負債の増減額(は減少)	0	41
その他	68	15
小計	1,166	1,147
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	0	1
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	11	36
事業構造改善費用の支払額	57	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,235	1,186
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	0
有形固定資産の取得による支出	5	32
有形固定資産の売却による収入	7	3
無形固定資産の取得による支出	-	0
投資有価証券の取得による支出	-	85
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	25	-
出資金の払込による支出	16	41
出資金の分配による収入	0	0
貸付けによる支出	40	35
貸付金の回収による収入	10	1
敷金及び保証金の差入による支出	55	0
敷金及び保証金の回収による収入	36	59
事業譲渡による収入	-	26
信託預金の増減額(は増加)	-	119
その他	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	56	223

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200	200
長期借入れによる収入	-	270
長期借入金の返済による支出	-	5
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	-	389
株式の発行による収入	-	444
非支配株主からの払込みによる収入	-	233
新株予約権の発行による収入	5	1
新株予約権の行使による株式の発行による収入	483	653
財務活動によるキャッシュ・フロー	688	1,787
現金及び現金同等物に係る換算差額	38	80
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	642	458
現金及び現金同等物の期首残高	2,315	1,673
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	-	29
現金及び現金同等物の期末残高	1,673	1,216

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

CyberStep Communications, Inc.

CyberStep Games B.V.

CyberStep HongKong Limited

CyberStep Digital, Inc.

CyberStep (Shanghai), Inc.

株式会社ネッチ

株式会社ブルームズ

当連結会計年度において、ラファクト株式会社及びCyberStep Philippines Inc.の清算が完了したため、連結の範囲から除外しております。

また、当連結会計年度において、重要性が増したため株式会社ブルームズを連結の範囲に含めておりません。

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

UNCAGE, INC.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の名称

非連結子会社

UNCAGE, INC.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

CyberStep (Shanghai), Inc.の決算日は12月31日、株式会社ネッチの決算日は7月31日、株式会社ブルームズの決算日は9月30日であるため、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎としております。その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～18年
工具、器具及び備品	2年～10年
車両運搬具	2年～4年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づいております。

投資その他の資産

定率法を採用しております。

なお、出資金に含まれる製作委員会への出資金は、著作権収入の見込発生期間（2年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する会計基準

当社グループの主要事業であるオンラインゲーム事業及びエンターテインメント事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

オンラインゲーム事業における自社運営売上

自社運営売上においては、ユーザーが当社の配信している各種ゲーム内における通貨を課金により獲得し、当該通貨を消費することで、配信中のゲームの遊戯又はゲーム内アイテムの取得を行っており、当社はユーザーに対して、ゲーム内通貨の消費に応じたサービスの提供を履行義務としております。

当該履行義務はユーザーがゲーム内通貨を消費して、当該消費に応じたサービスの提供が完了した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

オンラインゲーム事業におけるロイヤリティ売上

ロイヤリティ売上は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先に運営権を供与することを履行義務として認識しており、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

エンターテインメント事業

エンターテインメント事業においては、主に劇場映画やアニメーション作品等において音響の制作を顧客より受託することで得られる収入であり、顧客による検収時点及び公開、放映、配信時点が履行義務の充足と判断しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、連結財務諸表に与える影響はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 自己信託により流動化した債権等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当連結会計年度 (2023年5月31日)
現金及び預金	- 百万円	119百万円
売掛金	-	180
流動化した債権等は金融取引として処理しており、対応する債務は次のとおりであります。		

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当連結会計年度 (2023年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	- 百万円	295百万円

2 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2022年5月31日)	当連結会計年度 (2023年5月31日)
投資有価証券(株式)	0百万円	0百万円

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。
 顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
給料及び手当	636百万円	620百万円
販売手数料	1,330	597
販売促進費	4,054	1,725
研究開発費	133	164

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
	133百万円	164百万円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
工具、器具及び備品	1百万円	0百万円
車両運搬具	0	3
計	1	3

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
建物	0百万円	-百万円
工具、器具及び備品	23	-
計	24	-

6 減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都杉並区	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、ソフトウェア
東京都杉並区	その他	のれん
埼玉県草加市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品
埼玉県三郷市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、車両運搬具
埼玉県吉川市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、車両運搬具
茨城県守谷市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品、車両運搬具
千葉県柏市	事業用資産	工具、器具及び備品、車両運搬具

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益が見込めなくなったオンラインゲーム事業に係る固定資産について、投資額に対する将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を認識しております。

また、当社の子会社である株式会社ネッチの株式取得時に発生したのれんについて、直近の業績動向を勘案して今後の事業計画を見直したことに伴い回収可能性を再検討した結果、帳簿価額全額を減損損失として認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物	195百万円
工具、器具及び備品	86
車両運搬具	0
ソフトウェア	1
のれん	88
計	370

(4) 資産のグルーピング方法

当社グループは、主にゲームタイトルを単位として資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

なお、当該減損損失計上額370百万円のうち、減損損失として293百万円、事業構造改善費用として77百万円をそれぞれ特別損失として計上しております。

当連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都杉並区	事業用資産	工具、器具及び備品、ソフトウェア
埼玉県三郷市	事業用資産	建物
埼玉県吉川市	事業用資産	工具、器具及び備品
茨城県守谷市	事業用資産	建物、工具、器具及び備品

(2) 減損損失の認識に至った経緯

収益が見込めなくなったオンラインゲーム事業に係る固定資産について、投資額に対する将来の回収可能性を検討した結果、減損損失を認識しております。

(3) 減損損失の金額

建物	20百万円
工具、器具及び備品	5
ソフトウェア	0
計	26

(4) 資産のグルーピング方法

当社グループは、主にゲームタイトルを単位として資産のグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額を零として評価しております。

7 事業構造改善費用

前連結会計年度（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）

抜本的な構造改革の実施による経営の効率化を図ることで収益の改善を目指すための費用であり、その内訳は、減損損失77百万円、退去まで稼働していない期間の賃料48百万円、営業所退去時の原状回復費41百万円、営業所の早期撤退に伴う解約違約金32百万円、その他28百万円であります。

当連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
為替換算調整勘定:		
当期発生額	18百万円	29百万円
税効果調整前合計	18	29
税効果額	-	-
その他の包括利益合計	18	29

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式 (注)	7,866,901株	1,300,000株	-	9,166,901株
合計	7,866,901株	1,300,000株	-	9,166,901株
自己株式				
普通株式	219株	-	-	219株
合計	219株	-	-	219株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加1,300,000株は、第35回及び第36回新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (当社)	2015年8月5日 取締役会決議 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	36
	2021年9月8日 取締役会決議 行使価額修正条項付第35回新株 予約権(注)	普通株式	-	1,000,000	350,000	650,000	2
	2021年9月8日 取締役会決議 行使価額修正条項付第36回新株 予約権(注)	普通株式	-	950,000	950,000	-	-
合計		-	-	1,950,000	1,300,000	650,000	38

(注) 目的となる株式の数の変動事由の概要

第35回及び第36回の行使価額修正条項付新株予約権の増加は、発行によるものであります。また、減少は権利行使によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式				
普通株式（注）	9,166,901株	2,516,081株	-	11,682,982株
合計	9,166,901株	2,516,081株	-	11,682,982株
自己株式				
普通株式	219株	-	-	219株
合計	219株	-	-	219株

（注）普通株式の発行済株式数の増加2,516,081株は、第三者割当による増加986,841株、第35回及び第37回新株予約権並びに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使による増加1,529,240株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（百万円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（当社）	2015年8月5日 取締役会決議 ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	35	
	2021年9月8日 取締役会決議 行使価額修正条項付第35回新株 予約権（注）1	普通株式	650,000	-	650,000	-	
	2023年1月20日 取締役会決議 第1回無担保転換社債型新株予 約権付社債（注）1	普通株式	-	689,655	517,240	172,415	（注）2
	2023年1月20日 取締役会決議 行使価額修正条項付第37回新株 予約権（注）1	普通株式	-	600,000	362,000	238,000	0
	2023年1月20日 取締役会決議 行使価額修正条項付第38回新株 予約権（注）1	普通株式	-	300,000	-	300,000	0
合計		-	650,000	1,589,655	1,529,240	710,415	36

（注）目的となる株式の数の変動事由の概要

- 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、行使価額修正条項付第37回新株予約権及び第38回新株予約権の増加は、発行によるものであります。また、減少は権利行使によるものであります。
- 無担保転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
現金及び預金勘定	1,674百万円	2,280百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	0	-
自己信託に供している預金	-	119
現金及び現金同等物	1,673	2,160

2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
 前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

株式の取得により新たに株式会社ネッチを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに
 同社株式の取得価額と同社取得による収入(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	39百万円
固定資産	6
のれん	88
流動負債	76
固定負債	56
同社株式の取得価額	0
同社現金及び現金同等物	5
差引: 同社取得による収入	5

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性があります、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

海外向けの売上によって発生する外貨建の営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払費用は全て3ヶ月以内の支払期日となっております。営業債務である買掛金及び未払金、並びに未払法人税等、預り金は、そのほとんどが1年以内に決済又は納付期限が到来するものであります。営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されております。

借入金は主として運転資金に係る資金調達を目的としたものであります、このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

転換社債型新株予約権付社債は、主に開発費用及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

信用リスクに関して、当社は経理規程及び職務権限規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状態等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても当社に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

主要な取引先とは円建取引契約を行うことで為替リスクの低減を図っております。また、金利の変動リスクに対しては、当社経営管理本部において金利動向をモニタリングし、ヘッジ手段の検討を含めた管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経営管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社の流動性リスクにつきましても当社経営管理本部において管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前連結会計年度（2022年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	30	30	0
負債計	30	30	0

(*) 市場価格のない金融商品

	2022年5月31日 (百万円)
保証金	201
出資金	51

保証金については、市場価格がなく、かつ退去年月が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価開示の対象としておりません。また、出資金については市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。なお、出資金については連結貸借対照表上投資その他の資産のその他に含まれております。

当連結会計年度（2023年5月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
転換社債型新株予約権付社債	100	100	-
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	336	337	0
負債計	436	437	0

(*) 市場価格のない金融商品

	2023年5月31日 (百万円)
保証金	141
出資金	81

保証金については、市場価格がなく、かつ退去年月が未定であり、将来キャッシュ・フローを見積ることができないことから、時価開示の対象としておりません。また、出資金については市場価格がないことから、時価開示の対象としておりません。なお、出資金については連結貸借対照表上投資その他の資産のその他に含まれております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2022年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金及び預金	1,674	-
売掛金	324	-
合計	1,998	-

(*) 保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

当連結会計年度(2023年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 (百万円)
現金及び預金	2,280	-
売掛金	317	-
合計	2,597	-

(*) 保証金は、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額に含めておりません。

(注) 2. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2022年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	200	-	-	-	-	-
長期借入金	3	3	3	3	3	13
合計	203	3	3	3	3	13

当連結会計年度(2023年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
転換社債型新株予約権付 社債	-	100	-	-	-	-
長期借入金	298	5	5	5	5	17
合計	298	105	5	5	5	17

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2023年5月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2022年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	30	-	30
負債計	-	30	-	30

当連結会計年度(2023年5月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
転換社債型新株予約権付社債	-	100	-	100
長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	-	337	-	337
負債計	-	437	-	437

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

転換社債型新株予約権付社債の時価は、元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2022年5月31日)

投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額は51百万円)は、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

当連結会計年度(2023年5月31日)

投資事業有限責任組合への出資(連結貸借対照表計上額は70百万円)及び非上場株式(連結貸借対照表計上額は1百万円)については、市場価格のない株式等のため、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

非上場株式について84百万円の減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名並びに利益として計上した額

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (自 2021年 6月 1日 至 2022年 5月 31日)	当連結会計年度 (自 2022年 6月 1日 至 2023年 5月 31日)
新株予約権戻入益(特別利益)	5	1

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第25回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員113名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 161,200
付与日(注2)	2015年 8月 20日
権利確定条件	(注3)
対象勤務期間	2015年 8月 20日から 2017年 8月 20日まで
権利行使期間	2017年 8月 21日から 2025年 8月 20日まで

(注1) 株式数に換算して記載しております。

(注2) 発行日を記載しております。

(注3) 権利確定条件は以下の通りであります。

- (1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役会が、正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことは出来ない。
- (4) その他の条件は、当社と付与者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第25回新株予約権
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	-
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	-
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	57,900
権利確定	-
権利行使	-
失効	1,700
未行使残	56,200

単価情報

	第25回新株予約権
権利行使価格（円）	805
行使時平均株価（円）	-
付与日における公正な評価単価（円）	636

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

該当事項はありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 自社株式オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 自社株式オプションの内容

	第35回新株予約権	第37回新株予約権	第38回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	マッコーリー・バンク・リミテッド	マッコーリー・バンク・リミテッド	マッコーリー・バンク・リミテッド
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,000,000	普通株式 600,000	普通株式 300,000
付与日	2021年9月24日	2023年2月6日	2023年2月6日
権利確定条件	-	-	-
対象勤務期間	-	-	-
権利行使期間	2021年9月27日から 2023年9月26日まで	2023年2月7日から 2025年2月6日まで	2023年2月7日から 2025年2月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) 自社株式オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2023年5月期)において存在した自社株式オプションを対象とし、自社株式の数については、株式数に換算して記載しております。

自社株式オプションの数

	第35回新株予約権	第37回新株予約権	第38回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	600,000	300,000
失効	-	-	-
権利確定	-	600,000	300,000
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	650,000	-	-
権利確定	-	600,000	300,000
権利行使	650,000	362,000	-
失効	-	-	-
未行使残	-	238,000	300,000

単価情報

	第35回新株予約権	第37回新株予約権	第38回新株予約権
権利行使価格(円)	850	600	800
行使時平均株価(円)	832	740	-
付与日における公正な評価単価(円)	331	192	76

(注) 第35回、第37回及び第38回新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であり、権利行使価格に契約上の調整を行っております。

6. 自社株式オプションの公正な評価単価の見積り方法

当連結会計年度において付与された第37回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
主な基礎数値及び見積り方法

株価変動性(注1)	53.0%
予想残存期間(注2)	2年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利率(注4)	0.0%

(注1) 評価基準日(2023年1月19日)の株価実績に基づいております。

(注2) 権利行使可能期間において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の2022年5月期の配当実績によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

当連結会計年度において付与された第38回新株予約権についての公正な評価単価の見積り方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 モンテカルロ・シミュレーション
主な基礎数値及び見積り方法

株価変動性(注1)	53.0%
予想残存期間(注2)	2年
予想配当(注3)	0円/株
無リスク利率(注4)	0.0%

(注1) 評価基準日(2023年1月19日)の株価実績に基づいております。

(注2) 権利行使可能期間において行使されるものと推定して見積っております。

(注3) 直近の2022年5月期の配当実績によっております。

(注4) 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2022年 5月31日)	当連結会計年度 (2023年 5月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金 (注) 2	1,099百万円	1,593百万円
減損損失	291	153
関係会社株式評価損	29	-
投資有価証券評価損	-	25
貸倒引当金	9	10
仮払外国税	28	33
未払事業税	1	4
貯蔵品	25	50
その他	27	3
繰延税金資産小計	1,512	1,877
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	1,099	1,593
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	413	283
評価性引当額小計 (注) 1	1,512	1,877
繰延税金資産合計	-	-

(注) 1 . 評価性引当額が364百万円増加しております。その増加の主な内容は、当社の税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したためであります。

(注) 2 . 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前連結会計年度 (2022年 5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 ()	-	4	44	-	-	1,051	1,099
評価性引当額	-	4	44	-	-	1,051	1,099
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度 (2023年 5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金 ()	4	44	-	-	19	1,525	1,593
評価性引当額	4	44	-	-	19	1,525	1,593
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所につき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当連結会計年度末現在において当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を連結貸借対照表に計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益は該当がないため記載しておりません。

当社グループの報告セグメントを取引形態別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

セグメント区分	売上収益の主要な区分	当連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)
オンラインゲーム事業	ユーザーからの課金収入	7,007
	ロイヤリティ収入	361
	その他	32
	計	7,401
その他	-	15
合計		7,416

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

当社グループの売上高は、顧客との契約から生じる収益であり、それ以外の収益は該当がないため記載しておりません。

当社グループの報告セグメントを取引形態別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

セグメント区分	売上収益の主要な区分	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
オンラインゲーム事業	ユーザーからの課金収入	3,475
	ロイヤリティ収入	422
	その他	52
	計	3,949
エンターテインメント事業	音響制作	107
合計		4,057

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約負債の残高

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2022年5月31日）

契約負債（期首残高）139百万円

契約負債（期末残高）68百万円

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

当連結会計年度（2023年5月31日）

契約負債（期首残高）68百万円

契約負債（期末残高）77百万円

契約負債は、ユーザーがゲーム内課金を通して取得したゲーム内通貨のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、オンラインゲーム事業、エンターテインメント事業を主な事業としており、提供するサービスの特性から、報告セグメントを「オンラインゲーム事業」、「エンターテインメント事業」の2つとしております。

「オンラインゲーム事業」は、主に「オンラインクレーンゲーム・トレパ」を展開した事業であります。

「エンターテインメント事業」は、主に音響制作および声優プロダクション事業であります。

（報告セグメントの変更等に関する事項）

従来、当社グループの報告セグメントは、「オンラインゲーム事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しておりましたが、当連結会計年度に株式会社ブルームズを連結子会社化したことにより、「エンターテインメント事業」を報告セグメントとして追加し、セグメント情報を開示しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報を当連結会計年度の報告セグメントの区分方法により作成した情報については、「オンラインゲーム事業」以外の事業セグメントの重要性が乏しいため、開示を行っておりません。

また、前連結会計年度のセグメント情報は「オンラインゲーム事業」以外の重要なセグメントがないことから、前連結会計年度の区分方法により作成した当連結会計年度のセグメント情報の記載は省略しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場価格に基づいております。また、報告セグメントの利益は営業利益の数値であります。

なお、当社グループは、内部管理上、事業セグメントに資産を配分しておりませんが、減価償却費は配分しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当社グループは、オンラインゲーム事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			調整額 (注)2	連結損益計算書 計上額(注)3
	オンラインゲーム事業	エンターテインメント事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客への売上高	3,949	107	4,057	-	4,057
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	840	10	851	851	-
計	4,789	118	4,908	851	4,057
セグメント損失()	512	8	521	637	1,158
その他の項目					
減価償却費	3	4	8	-	8
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	29	3	32	-	32

(注)1. 当社グループは事業セグメントに資産の配分を行っていないため、資産の記載を行っておりません。

2. 調整額は以下のとおりであります。

セグメント損失()の調整額 637百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。また、全社費用は、当社の管理部門に係わる費用であります。

3. セグメント損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:百万円)

日本	アジア	北米	合計
4,991	375	2,050	7,416

(注)1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア...韓国、中国、台湾、香港、タイ

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	1,993	オンラインゲーム事業
PayPal Pte. Ltd.	2,372	オンラインゲーム事業
Google LLC	1,479	オンラインゲーム事業

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	北米	合計
2,592	409	1,055	4,057

(注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

3. 各区分に属する主な国又は地域の内訳は次のとおりであります。

アジア...韓国、中国、台湾、香港、タイ

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
PayPal Pte. Ltd.	1,328	オンラインゲーム事業
Apple Inc.	936	オンラインゲーム事業
Google LLC	445	オンラインゲーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

当社グループは、オンラインゲーム事業を主要な事業としており、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(単位：百万円)

	オンラインゲーム事業	エンターテインメント事業	調整額	合計
減損損失	26	-	-	26

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	ロードランナー株式会社	東京都渋谷区	1	資産管理会社	(被所有) 直接 3.3	役員の兼任	第三者割当の引受	349	-	-

(注) 第三者割当増資は当社が行った第三者割当増資を1株につき456円で当社普通株式767,543株を引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員が議決権の過半数を所有している会社	ロードランナー株式会社	東京都渋谷区	1	資産管理会社	(被所有) 直接 3.3	役員の兼任	連結子会社への出資	111	-	-

(注) 連結子会社である株式会社ブルームズへの出資を1株につき300,000円で普通株式370株を引き受けたもので、独立した第三者機関により算定された価額を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
1株当たり純資産額	216.66円	184.13円
1株当たり当期純損失()	258.98円	126.98円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	-円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
1株当たり当期純損失		
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	2,097	1,380
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(百万円)	2,097	1,380
期中平均株式数(株)	8,100,860	10,869,461
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 新株予約権の数 7,079個 普通株式 707,900株	新株予約権3種類 新株予約権の数 5,942個 普通株式 594,200株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率(%)	担保	償還期限
サイバーステップ(株)	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債 (注)1.2	年月日 2023.2.6	-	100 (-)	-	なし	年月日 2025.2.7
合計	-	-	-	100 (-)	-	-	-

(注)1.()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価格 (円)	発行株式	資本組入額 (円/株)
第1回	2023.2.7~2025.2.6	580	普通株式	290

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	100	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3	298	0.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	26	38	0.2	2031年
合計	230	336	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	5	5	5	5

【資産除去債務明細表】

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所につき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当連結会計年度末現在において当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を連結貸借対照表に計上しておりません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	1,132	2,082	3,066	4,057
税金等調整前四半期(当期)純損失 () (百万円)	277	523	909	1,338
親会社株主に帰属する四半期(当 期)純損失() (百万円)	308	563	936	1,380
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	28.96	52.54	87.10	126.98

(会計期間)	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
1株当たり四半期純損失() (円)	28.96	23.61	34.52	39.56

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年5月31日)	当事業年度 (2023年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,220	1,435
売掛金	2,430	2,441
貯蔵品	363	235
前払費用	55	67
未収消費税等	147	86
立替金	2,129	2,45
関係会社短期貸付金	-	200
その他	16	32
貸倒引当金	2,236	2,189
流動資産合計	2,128	2,354
固定資産		
有形固定資産		
建物	62	56
減価償却累計額	62	56
建物(純額)	-	-
工具、器具及び備品	455	456
減価償却累計額	455	456
工具、器具及び備品(純額)	-	-
車両運搬具	16	9
減価償却累計額	16	9
車両運搬具(純額)	-	-
有形固定資産合計	-	-
投資その他の資産		
投資有価証券	-	1
関係会社株式	14	14
出資金	51	70
関係会社長期貸付金	161	179
保証金	184	134
その他	0	0
貸倒引当金	2,156	2,179
投資その他の資産合計	255	220
固定資産合計	255	220
資産合計	2,383	2,574

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年5月31日)	当事業年度 (2023年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1	1
短期借入金	200	-
1年内返済予定の長期借入金	-	1 295
未払金	2 275	2 245
未払費用	137	138
未払法人税等	20	27
契約負債	30	35
その他	24	2 76
流動負債合計	689	819
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	100
関係会社事業損失引当金	58	-
固定負債合計	58	100
負債合計	747	919
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,748	3,451
資本剰余金		
資本準備金	1,813	2,515
資本剰余金合計	1,813	2,515
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,963	4,348
利益剰余金合計	2,963	4,348
自己株式	0	0
株主資本合計	1,597	1,618
新株予約権	38	36
純資産合計	1,636	1,654
負債純資産合計	2,383	2,574

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
売上高		
ロイヤリティー等収入	1,171	855
自社運営収入	5,510	2,692
売上高合計	6,682	3,548
売上原価	1,906	1,389
売上総利益	4,776	2,158
販売費及び一般管理費		
役員報酬	39	33
給料及び手当	587	553
法定福利費	111	87
旅費及び交通費	2	1
販売手数料	1,191	519
販売促進費	4,003	1,667
消耗品費	2	2
支払手数料	139	119
社員募集費	1	4
減価償却費	3	0
賃借料	32	18
租税公課	17	15
研究開発費	133	164
貸倒引当金繰入額	11	11
貸倒損失	27	-
その他	170	132
販売費及び一般管理費合計	6,475	3,334
営業損失()	1,699	1,176
営業外収益		
受取利息	0	1
為替差益	71	43
受取賃貸料	35	0
出資分配金	0	0
業務委託収入	6	9
その他	4	2
営業外収益合計	119	57
営業外費用		
支払利息	0	26
外国源泉税	37	40
支払手数料	6	8
投資事業組合運用損	-	27
賃貸費用	37	-
貸倒引当金繰入額	25	16
その他	5	29
営業外費用合計	113	148
経常損失()	1,693	1,266

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1	3
新株予約権戻入益	5	1
特別利益合計	6	4
特別損失		
固定資産除却損	15	-
関係会社株式評価損	10	-
投資有価証券評価損	-	83
減損損失	205	26
事業構造改善費用	228	-
貸倒引当金繰入額	30	-
関係会社事業損失引当金繰入額	58	-
特別損失合計	548	110
税引前当期純損失()	2,235	1,373
法人税、住民税及び事業税	7	11
法人税等合計	7	11
当期純損失()	2,242	1,385

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)		当事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費	1	1,521	59.7	1,130	60.8
外注費		107	4.2	100	5.4
経費	2	918	36.0	628	33.8
当期総製造費用		2,547	100.0	1,858	100.0
他勘定振替高	3	641		471	
当期製造原価		1,906		1,387	
商品売上原価		-		1	
売上原価		1,906		1,389	

(脚注)

前事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)		当事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	
原価計算の方法 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。		原価計算の方法 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。	
1 労務費の主な内訳		1 労務費の主な内訳	
給与等	1,269百万円	給与等	970百万円
法定福利費	179百万円	法定福利費	130百万円
2 経費の主な内訳		2 経費の主な内訳	
消耗品費	45百万円	消耗品費	28百万円
水道光熱費	67百万円	水道光熱費	59百万円
減価償却費	88百万円	減価償却費	2百万円
賃借料	547百万円	賃借料	385百万円
システム費用	108百万円	システム費用	113百万円
3 他勘定振替高の内訳		3 他勘定振替高の内訳	
研究開発費	133百万円	研究開発費	164百万円
社内システム費用	40百万円	社内システム費用	29百万円
販売促進費	71百万円	販売促進費	134百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年 6月 1日 至 2022年 5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,505	1,569	1,569	720	720	0	3,353
当期変動額							
当期純損失（ ）	-	-	-	2,242	2,242	-	2,242
新株の発行（新株予約権の行使）	243	243	243	-	-	-	486
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	243	243	243	2,242	2,242	-	1,756
当期末残高	2,748	1,813	1,813	2,963	2,963	0	1,597

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	42	3,396
当期変動額		
当期純損失（ ）	-	2,242
新株の発行（新株予約権の行使）	-	486
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3	3
当期変動額合計	3	1,759
当期末残高	38	1,636

当事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,748	1,813	1,813	2,963	2,963	0	1,597
当期変動額							
当期純損失（ ）	-	-	-	1,385	1,385	-	1,385
新株の発行	224	224	224	-	-	-	449
新株の発行（新株予約権の行使）	327	327	327	-	-	-	655
転換社債型新株予約権付社債の転換	150	150	150	-	-	-	300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	702	702	702	1,385	1,385	-	20
当期末残高	3,451	2,515	2,515	4,348	4,348	0	1,618

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	38	1,636
当期変動額		
当期純損失（ ）	-	1,385
新株の発行	-	449
新株の発行（新株予約権の行使）	-	655
転換社債型新株予約権付社債の転換	-	300
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2	2
当期変動額合計	2	18
当期末残高	36	1,654

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合等への出資については、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 棚卸資産

貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、少額減価償却資産（取得価額が10万円以上20万円未満の資産）については、3年間均等償却を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 2年～10年

車両運搬具 2年～4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づいております。

(3) 投資その他の資産

定率法を採用しております。

なお、出資金に含まれる製作委員会への出資金は、著作権収入の見込発生期間（2年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社における事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、今後の損失負担見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主要事業であるオンラインゲーム事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) オンラインゲーム事業における自社運営売上

自社運営売上においては、ユーザーが当社の配信している各種ゲーム内における通貨を課金により獲得し、当該通貨を消費することで、配信中のゲームの遊戯又はゲーム内アイテムの取得を行っており、当社はユーザーに対して、ゲーム内通貨の消費に応じたサービスの提供を履行義務としております。

当該履行義務はユーザーがゲーム内通貨を消費して、当該消費に応じたサービスの提供が完了した時点において、財又はサービスが移転するため、当該時点で収益を認識しております。

(2) オンラインゲーム事業におけるロイヤリティ売上

ロイヤリティ売上は、契約相手先の売上収益等を基礎に算定された契約対価であり、契約相手先に運営権を供与することを履行義務として認識しており、契約相手先の売上収益等の発生と履行義務の充足のいずれか遅い時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

1 自己信託に計上より流動化した債権等は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結貸借対照表関係)」の内容と同一であります。

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2022年5月31日)	当事業年度 (2023年5月31日)
売掛金	165百万円	183百万円
立替金	129	45
貸倒引当金	366	343
未払金	12	66
預り金	-	63

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年6月1日 至 2022年5月31日)	当事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
ロイヤリティー等収入	890百万円	534百万円
自社運営収入	520	306

(有価証券関係)

前事業年度(2022年5月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額14百万円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

当事業年度(2023年5月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額14百万円)は、市場価格のない株式等であることから、時価を記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年 5月31日)	当事業年度 (2023年 5月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	811百万円	1,360百万円
減損損失	291	153
貸倒引当金	137	113
関係会社株式評価損	52	50
投資有価証券評価損	-	25
仮払外国税	28	33
未払事業税	1	4
貯蔵品	25	50
その他	28	4
繰延税金資産小計	1,377	1,797
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	811	1,360
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	565	436
評価性引当額小計	1,377	1,797
繰延税金資産合計	-	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引 当期末残高
有形固定資産							
建物	62	21	27 (20)	56	56	1	-
工具、器具及び備品	455	7	6 (5)	456	456	1	-
車両運搬具	16	-	6	9	9	-	-
有形固定資産計	534	28	40 (26)	522	522	2	-
無形固定資産							
ソフトウェア	357	0	0 (0)	357	357	0	-
無形固定資産計	357	0	0 (0)	357	357	0	-

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額の主な内容は、次の通りであります。

建物 主として当社営業所の改装に係るものであります。

工具、器具及び備品 主として当社が提供するオンラインゲームに関する開発のために充当した機材に係るものであります。

3. 当期減少額の主な内容は、次の通りであります。

建物 主として減損損失の計上によるものであります。

工具、器具及び備品 主として減損損失の計上によるものであります。

ソフトウェア 主として減損損失の計上によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金(流動)	236	39	85	-	189
貸倒引当金(固定)	156	50	26	-	179
関係会社事業損失引当金	58	-	58	-	-

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日、5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.cyberstep.com/
株主に対する特典	なし

- (注) 1. 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。
2. 特別口座に記録されている単元未満株式の買取りについては、三井住友信託銀行株式会社が口座管理機関となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

第22期（自 2021年6月1日 至 2022年5月31日）2022年8月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2022年8月30日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第23期第1四半期（自 2022年6月1日 至 2022年8月31日）2022年10月17日関東財務局長に提出

第23期第2四半期（自 2022年9月1日 至 2022年11月30日）2023年1月16日関東財務局長に提出

第23期第3四半期（自 2022年12月1日 至 2023年2月28日）2023年4月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2022年8月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2023年8月31日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券届出書（その他の者に対する割当）及びその添付書類

2023年1月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年 8月28日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 典邦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 昌久

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社及び連結子会社の2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は前連結会計年度まで2期連続して多額の営業損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失1,158百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象または状況が存在している。</p> <p>しかしながら会社は、事業面において、新規タイトルの早期収益化及び既存タイトルの収益改善並びに継続したコスト削減等を行うことで、当連結会計年度末に保有する現金及び預金残高2,280百万円により、当面の運転資金は十分に確保できている状況にあるとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の注記は行っていない。</p> <p>当該注記の要否を判断するための基礎となる事業計画及び資金繰り計画には、将来予測についての一定の過程が含まれている。</p> <p>以上より、継続企業の前提に関する重要な不確実性については経営者による主観的な判断を伴う領域であることから、当監査法人は慎重な検討を要すると考え、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人が継続企業の前提に関する重要な不確実性を検討するにあたり実施した手続きには以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社の期末日における預金残高について残高確認により実在性を検討した。 ・当連結会計期間に行われた第三者割当増資及び新株予約権の行使による増資について、適法性及び実在性に関する証憑を確認した。 ・過去の事業計画と実績の比較検討に基づき、将来の事業計画の信頼性を検討した。 ・将来の事業計画及び資金繰り計画について、経営者とディスカッションを行い、事業計画策定に当たって設定した仮定の合理性および一定の不確実性を考慮した実現可能性を検討した。 ・上記の検討に基づき、期末日後1年間において事業の継続に必要な資金を確保できているかについて検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、サイバーステップ株式会社の2023年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、サイバーステップ株式会社が2023年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年 8月28日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

アスカ監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若尾 典邦

指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 昌久

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の2022年6月1日から2023年5月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

継続企業の前提に関する重要な不確実性の検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項と同一内容であるため、記載を省略している。
--

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。